

第 2 期宮城県食育推進プラン
(最終案)

平成 2 3 年 3 月

宮 城 県

1 計画策定の趣旨

食育(注1)とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

平成17年7月、国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため「食育基本法」(注2)を施行し、平成18年3月には、食育に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的に「食育推進基本計画」を作成しました。

県では、食育基本法に基づき、食育推進の方向を示す計画として平成18年11月に「宮城県食育推進プラン」(以下「第1期計画」とします。)を策定し、県民一人一人が食を通じて生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、食生活の変化等に起因して、肥満や過度のそう身、生活習慣病などの健康問題が顕在化しています。また、ライフスタイルや価値観が多様化し、社会経済構造が変化する中、家族で食卓を囲む機会の減少や食の外部化等が進み、食への関心の低下が懸念されるほか、食べ残しなどによる食物の大量廃棄など、食の大切さが忘れられがちになっています。

一方、食品の偽装表示問題や加工食品による薬物中毒事件、事故米の不正転用事件など、食をめぐる多くの問題が発生し、食の安全安心や環境負荷の低減に対する消費者の関心が高まっています。

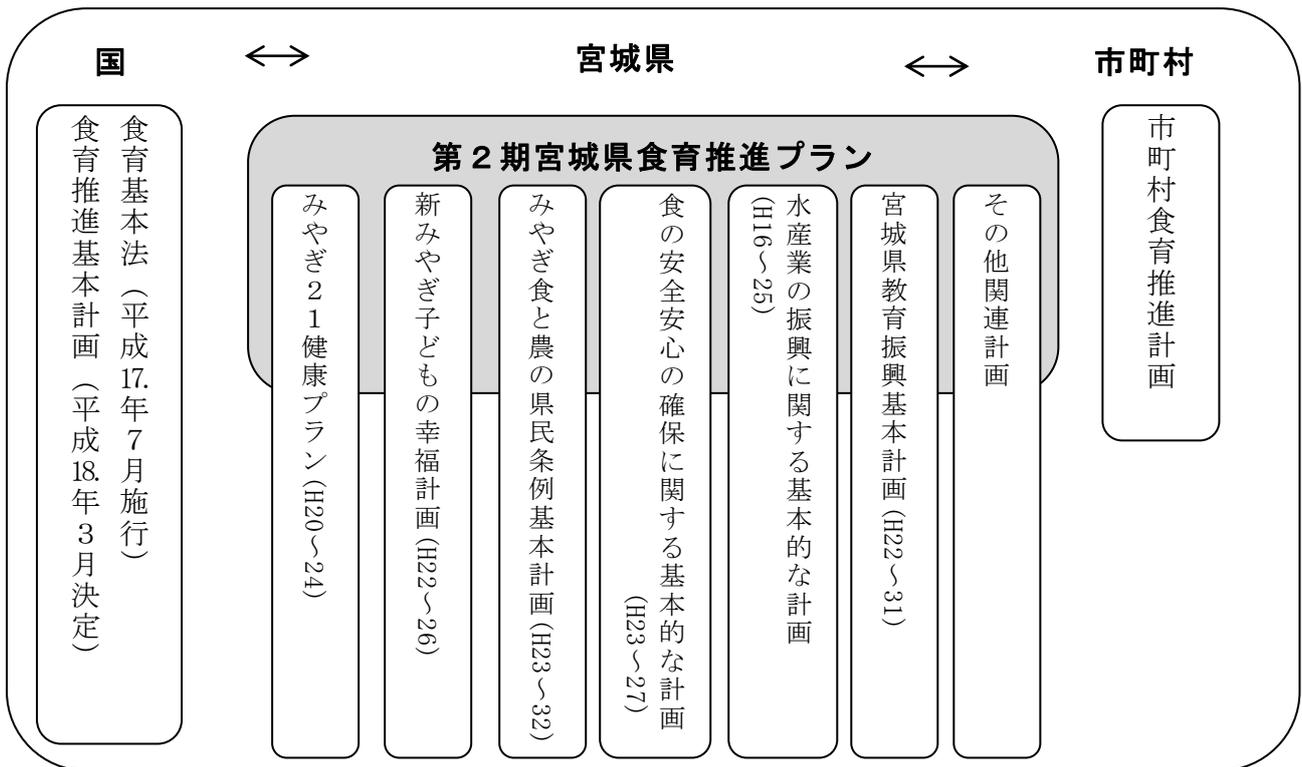
食育を着実かつ実効性のある取組としていくため、第1期計画においては、行政や関係団体、家庭、学校・保育所及び地域等が互いに補完し、連携を図る体制を構築し、食育推進に向けての機運醸成に取り組んできましたが、今後、食育をさらに推進するためには、県民一人一人が主体的に行動する県民運動として、食育を展開していくことが必要です。

このような状況の下、食育基本法及び食育推進計画の趣旨を基に、第1期計画による取組の推進状況を踏まえ、宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第2期宮城県食育推進プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、宮城の特性を生かした食育推進の方向性を示すための計画として策定し、食育基本法第 17 条第 1 項に規定する都道府県食育推進計画として位置づけます。

その実施にあたっては、既存の関連計画と連携しながら本県の食育を推進していくこととします。



3 計画の期間

本計画は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

4 計画見直しの概要

「第2期宮城県食育推進プラン」の策定に当たっては、第1期計画（平成18～22年度）をベースとしながら、必要な見直しを行いました。

第1期計画の計画期間における事業の実施状況や成果を検証するとともに、第1期計画策定時から現在までの食育をめぐる情勢の変化等を踏まえながら、本県の食育に関する課題を明確にし、策定しました。

◆変更のポイント

- ◇ これまでの取組を踏まえた変更
- ◇ 食育をめぐる情勢の変化
- ◇ 特に重点的に取り組むべき事項の明確化

(1) これまでの取組

◇ 食育を通じた健康づくり

平成13年度に策定した「みやぎ21健康プラン」(注3)の目標達成に向けて、食生活改善事業などに取り組みました。また、基本的な生活習慣の確立のため、「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動(注4)を展開するなど、県民の健康づくりを推進しました。

◇ 五感を使った食育の推進

農林水産物の生産体験、調理体験を進めるため、教育ファーム(注5)の推進や交流施設の設置、親子の料理講習会等に取り組みました。体験・交流の機会提供と施設整備等により、「見て」「触れて」「楽しんで」「食べる」五感を使った食育を推進しました。

◇ 「食材王国みやぎ」(注6)の理解と継承

学校給食での県産食材利用や郷土料理提供の取組を支援するとともに、地産地消フェア等の開催支援を行い、生産者と消費者の交流を推進しました。

◇ 食の安全・安心に配慮した食育

「安全で安心できる食」の実現のため、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開し、県民への正しい知識の普及と関係者間の信頼関係構築に取り組みました。

◇みんなで支えあう食育

学校や地域などでの食育推進体制を整備するため、栄養教諭(注7)の配置や食育推進に関わるボランティア等の育成・支援を行いました。また、多様な関係者で構成する宮城県食育推進会議(注8)を設置するなど、関係機関とのネットワーク構築を推進しました。

(2) 食育をめぐる情勢の変化

食習慣の状況では、社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、20～30歳代の男性の朝食欠食率が依然として3割を超えているほか、外食利用者が増加しています。子どもの朝食欠食率は減少していますが、その内容を見ると、栄養バランスの偏りがみられる状況です。

また、これまでも課題であった肥満の問題に加えて、若い女性の過度のそう身が増えているなど、食に関する健康問題が顕在化しています。

これらの状況を踏まえて、実情に即した実効性のある取組を展開します。

(3) 特に重点的に取り組むべき事項の明確化

本県では、肥満傾向児の出現率やメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が全国平均よりも高いことから、適正体重の維持を重点的に取り組む課題と位置付けます。また、「食材王国みやぎ」の豊かな食は、食育を推進するにあたっての活用すべき本県の特徴です。

これらの課題と特徴を踏まえ、本計画では、基本目標に加えて「行動目標」を設定し、特に適正体重の維持と地域食材の活用に重点的に取り組んでいきます。

重点的に取り組むべき事項については、学校、幼稚園、保育所、地域や県民へ広く周知を図り、県民一人一人の主体的な実践を促し、県民運動としての一層の展開を図ります。

食育の語源

「食育」という言葉は、日本では明治時代以降、体育や知育と並ぶものとして用いられてきました。出版物では、1998年に陸軍薬剤監であった石塚左玄が「通俗食物養生法」の中で「今日、学童を持つ人は、体育も智育も才育もすべて食育にあると認識すべき」と、1903年には報知新聞編集長であった村井弦斎が、連載していた人気小説「食道楽」の中で「正には徳育よりも、智育よりも、体育よりも、食育が先き。体育徳育の根元も食育にある」と、記述しています。

5 食をめぐる現状

近年、社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、健全な食生活が失われつつあり、食に関連する健康課題等が懸念されています。このため、本県の食をめぐる現状のうち主な5項目について取り上げました。

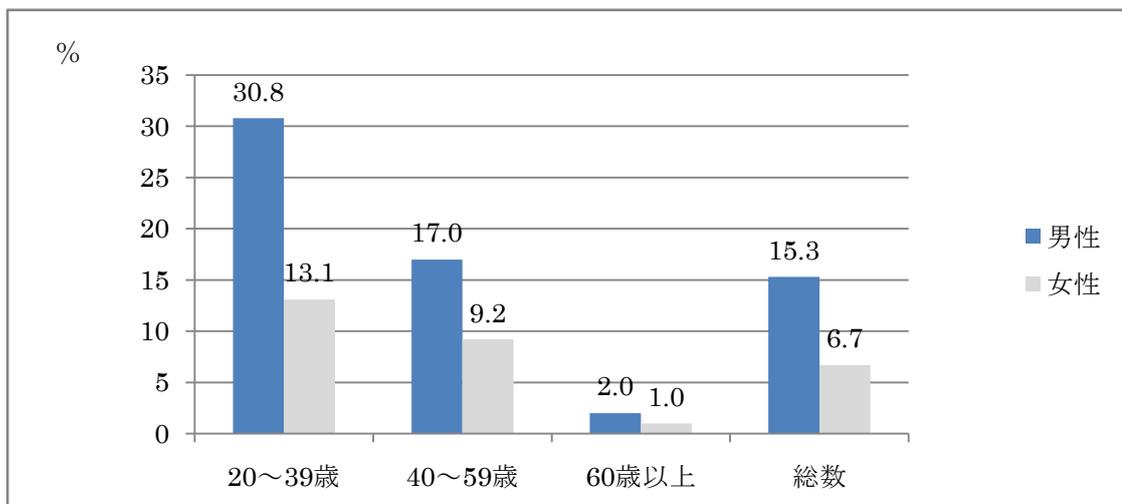
(1) 食習慣に関する状況

◇朝食の欠食

朝食の欠食者（「ほとんど食べない」「週に4～5日食べない」と回答した人）の割合は、男女ともに20歳代から30歳代で最も高く、男性30.8%、女性13.1%であり、年齢が上がるにつれ低くなっています。

子どもの朝食欠食者は減少傾向にありますが、食事の内容を見ると、副菜の摂取率は小学5年生で33.0%、中学2年生・高校2年生では20%台となっており、栄養バランスの偏りがうかがえます。

・朝食欠食者の割合



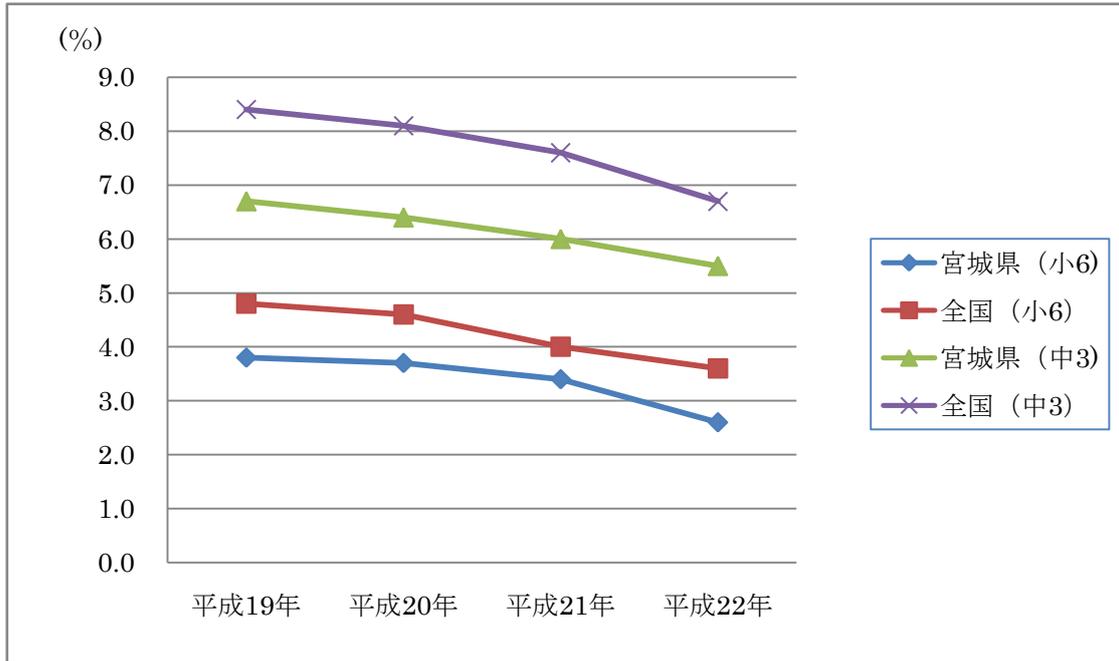
(平成22年度県民健康・栄養調査(速報値)：宮城県)

野菜摂取の目安量

「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」では、生活習慣病の予防のために必要な野菜摂取の目安量を350グラムとしています。

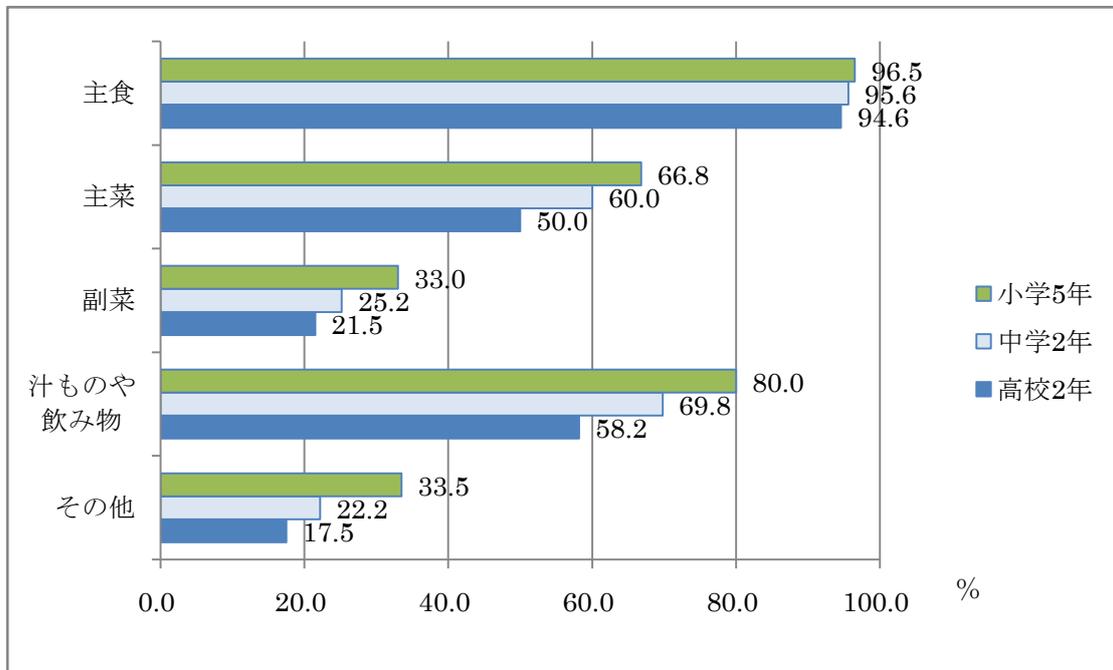
宮城県民の野菜摂取量は307.4グラム(平成22年度県民健康・栄養調査)となっており、目標値に達していない状況です。野菜350グラムを摂取するには、1日5皿が目安です。あと1皿野菜を食べることを心がけましょう。

・児童生徒の朝食欠食者の割合



(全国学力学習状況調査：文部科学省)

・児童生徒が食べている朝食の内容



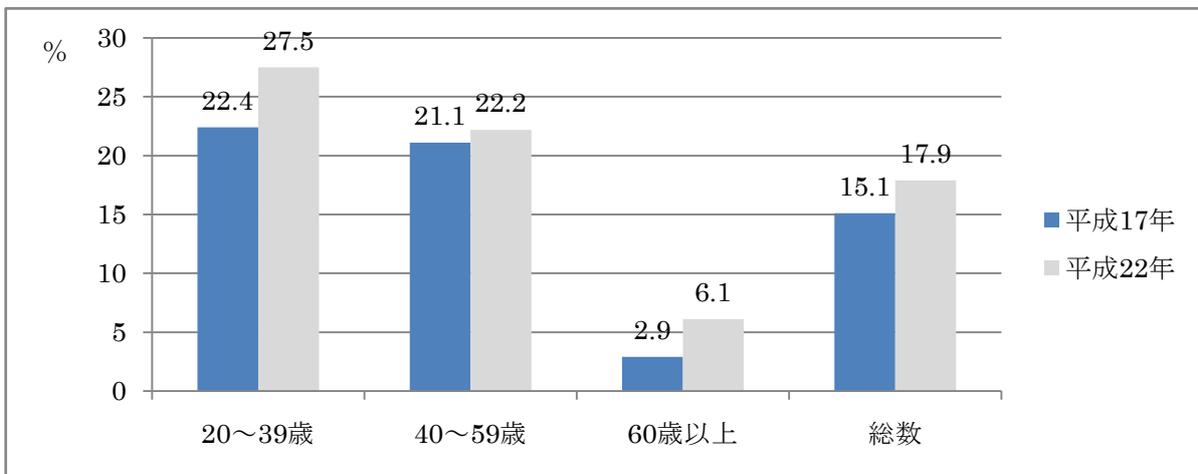
(平成 21 年度宮城県児童生徒の健康実態調査：宮城県)

◇外食利用者の割合

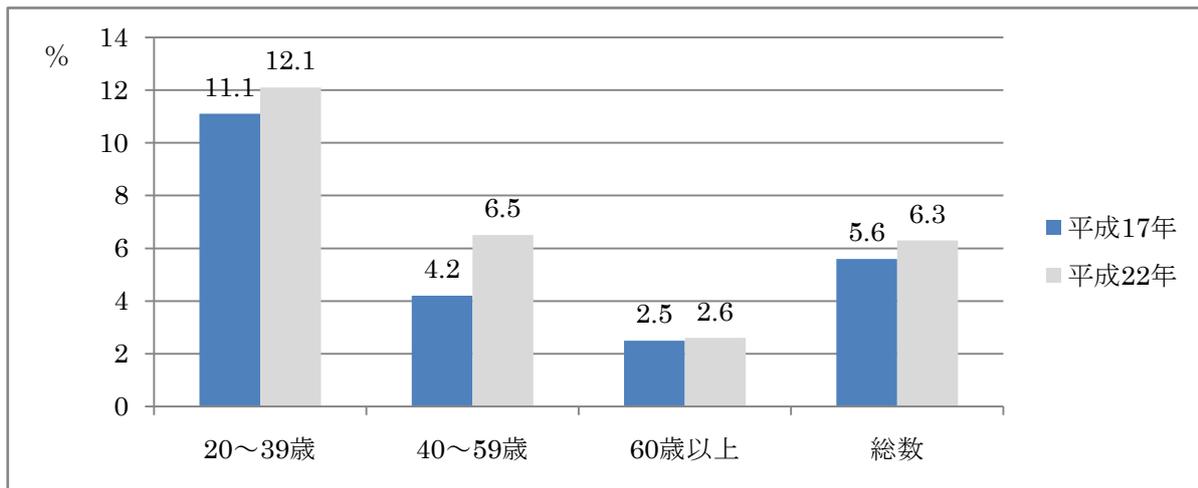
外食（市販の弁当等の利用を含む。）を毎日1回以上する人（「ほとんど毎日2回以上」、「ほとんど毎日1回以上」）の割合は、年代別に見ると男女とも20～30歳代で高く、平成22年の調査では男性27.5%、女性12.1%となっています。

平成17年の調査に比べると男女とも、すべての年代で高い頻度で外食を利用する人の割合が増加しています。このことは、単身世帯の増加や社会情勢の変化等に起因するものと考えられます。バランスのとれた食生活を実現するためには、食品関係事業者等が果たす役割も重要性を増しています。

・外食利用者の状況 (男性)



(女性)



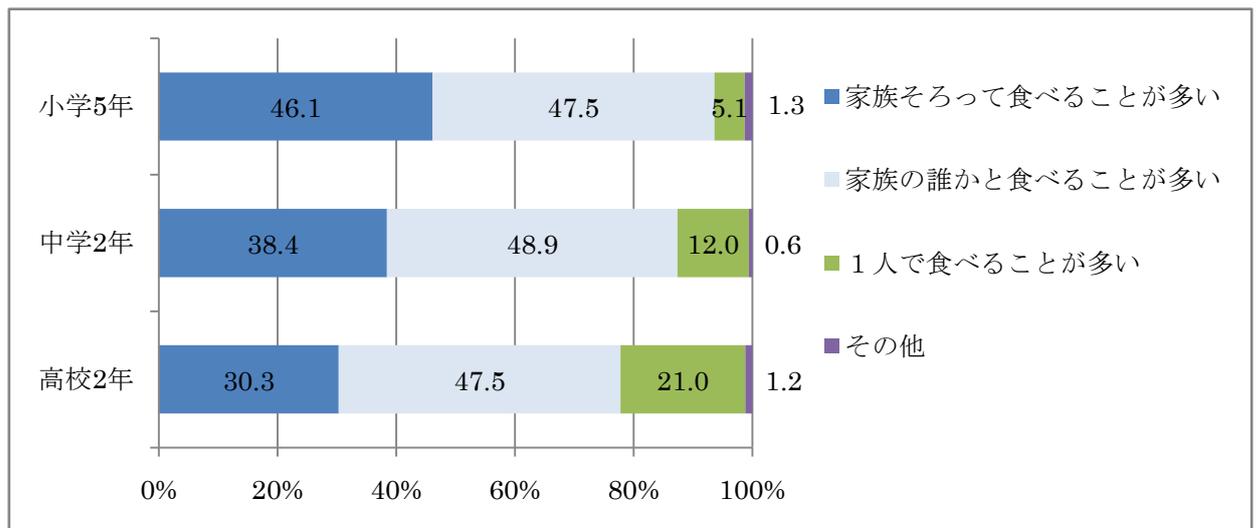
(県民健康・栄養調査(H22 速報値), 県民健康調査(H17 仙台市除く) : 宮城県)

◇子どもの食事環境

「食事を1人で食べることが多い」児童生徒の割合は、小学5年生で5.1%、中学2年生で12.0%、高校2年生で21.0%となっています。学年が進むにつれて、一人で食事をする児童生徒の割合が増加しています。

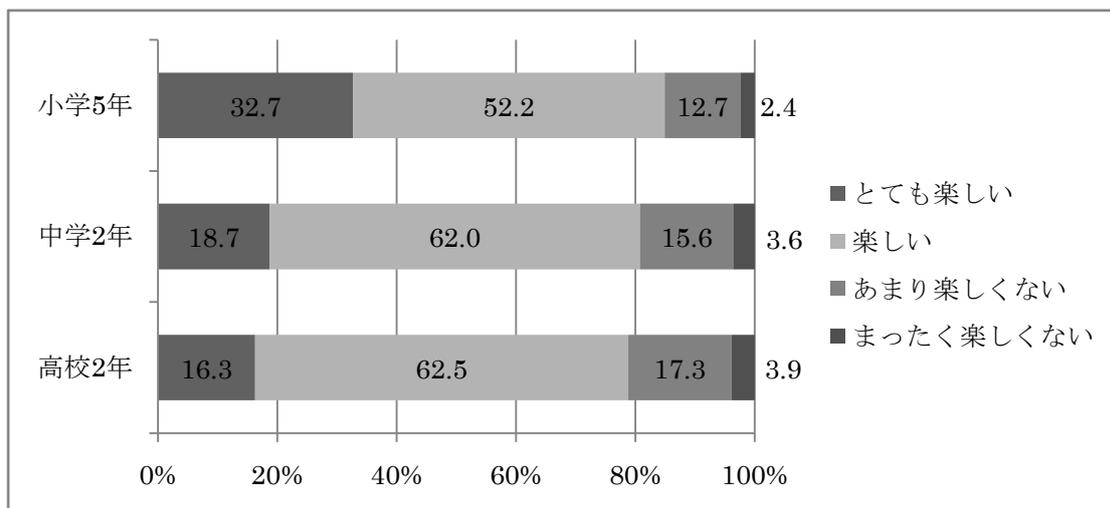
食事が楽しいと思う児童生徒（「とても楽しい」、「楽しい」と回答した者）の割合は、小学5年生で84.9%、中学2年生で80.7%、高校2年生で78.8%となっており、学年が進むと減少する傾向がみられます。

・家族で食事をしている児童生徒の割合



（平成21年度宮城県児童生徒の健康実態調査：宮城県）

・食事が楽しいと思う児童生徒の割合



（平成21年度宮城県児童生徒の健康実態調査：宮城県）

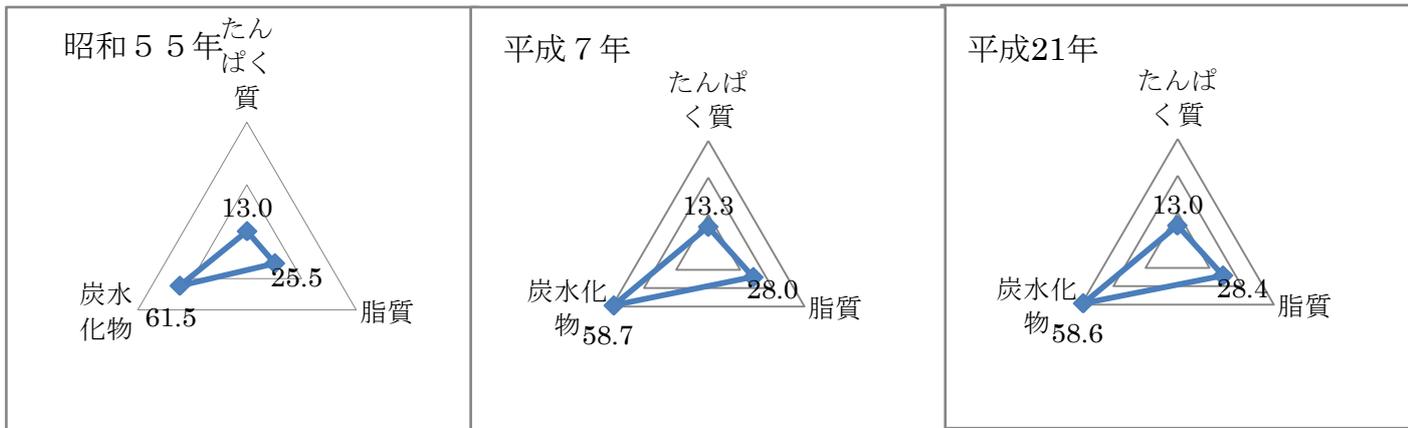
(2) 食に対する嗜好の変化

昭和55年の食生活は、理想的な栄養バランスの比率とされる「たんぱく質12～13%，脂質20～25%，炭水化物57～68%」を示しています。

米の消費減少に伴い、炭水化物のエネルギー比率が減少する一方、畜産物や油脂類の消費増加により脂質のエネルギー比率が増加しており、栄養バランス比率に変化が生じています。

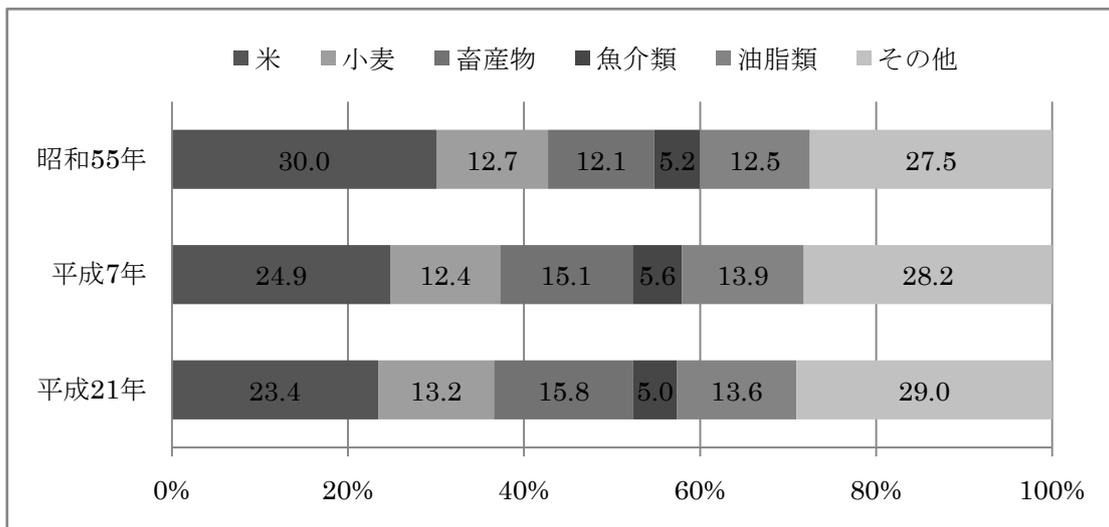
昭和50年代中ごろに実践されていた「日本型食生活」(注13)は、栄養バランスに優れた我が国独自の食生活です。

・ 栄養バランスの変化 (たんぱく質, 脂質, 炭水化物のバランス)



(食料需給表：農林水産省)

・ 食料消費割合の変化 (1日1人当たり：供給熱量ベース)



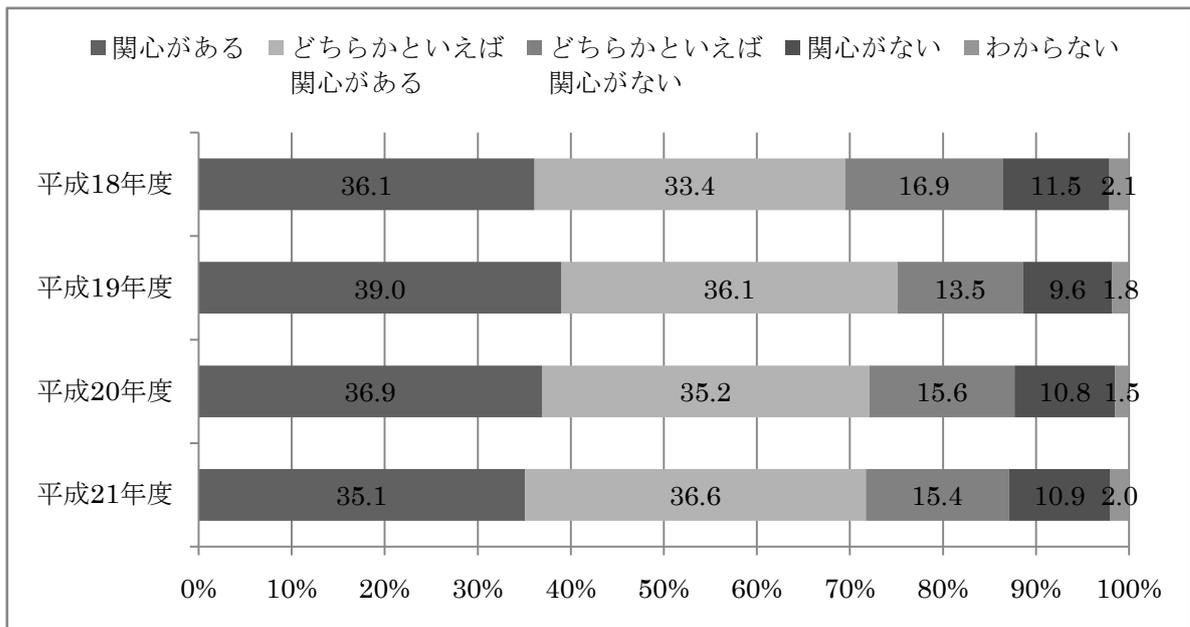
(食料需給表：農林水産省)

(3) 食生活に関する意識

食育への関心がある人（「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と回答した人）の割合は、平成18年度以降、約7割で推移しており、大きな変化は見られません。

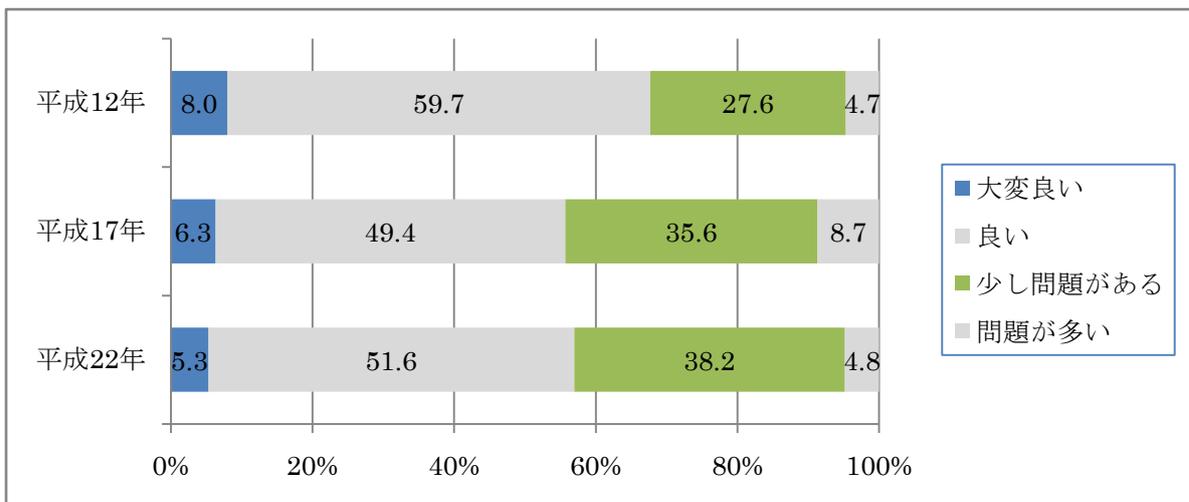
適切な食事摂取のために必要な知識である、1食の適量とバランスが「全くわからない」「よくわからない」と回答した人の割合は、男性では20歳代（41.9%）、女性では30歳代（28.3%）が最も高くなっています。

・食育への関心



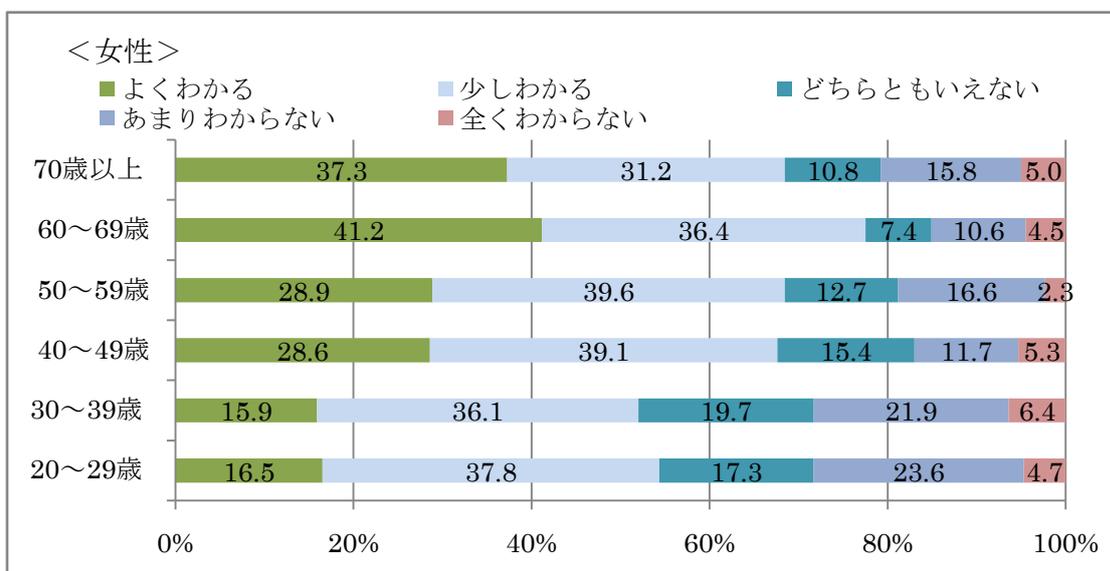
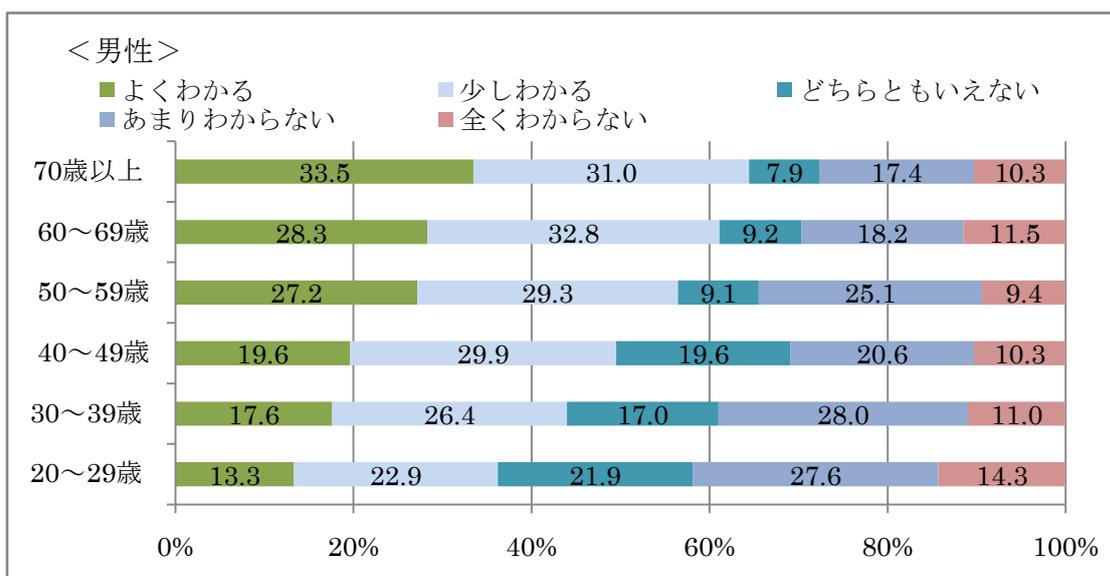
(食育に関する意識調査：内閣府)

・自分の食生活をどう思うか



(県民健康・栄養調査(H12, 22速報値), 県民健康調査(H17 仙台市除く)：宮城県)

・健康を維持するために、自分に適した1食の量とバランスがわかるか



(平成21年度食育に関する意識調査：内閣府)

フードファディズム

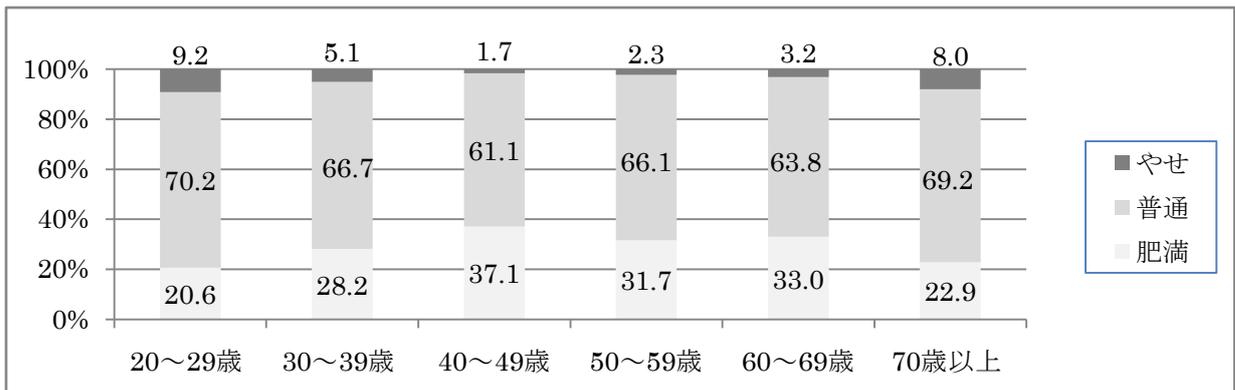
食べ物や栄養が健康や病気に与える影響を過大に評価したり信じたりすること。度が過ぎると栄養素のバランスを欠いた食生活となり、健康増進の逆効果となることもあります。

(4)食に関連する健康上の課題

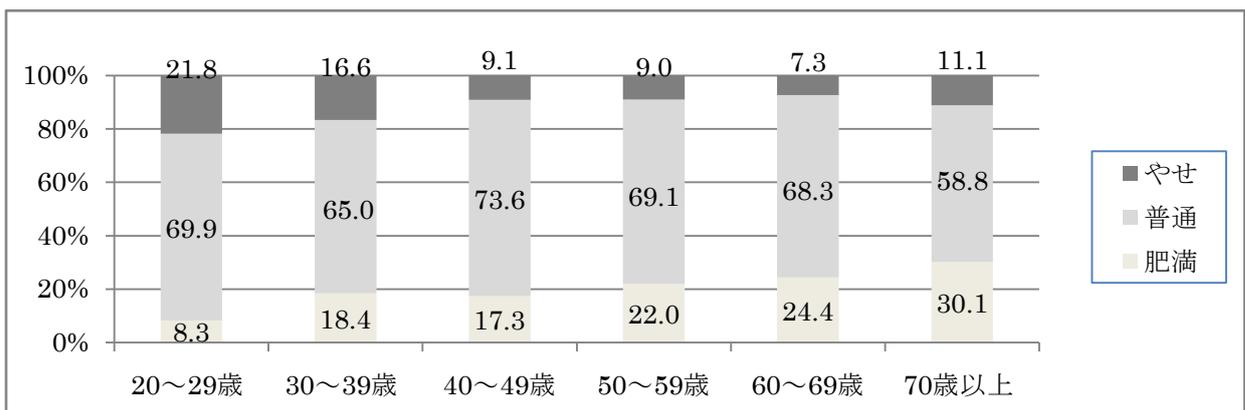
肥満の割合は、男性では40～60歳代で3割を超えています。女性は年齢が高くなると増加の傾向がみられます。20歳代の女性では、やせの割合が2割を超えています。児童生徒の肥満傾向児の出現率では、多くの学年で全国値を上回っています。

◇肥満者の割合

- ・BMI(注14)の状況(男性)

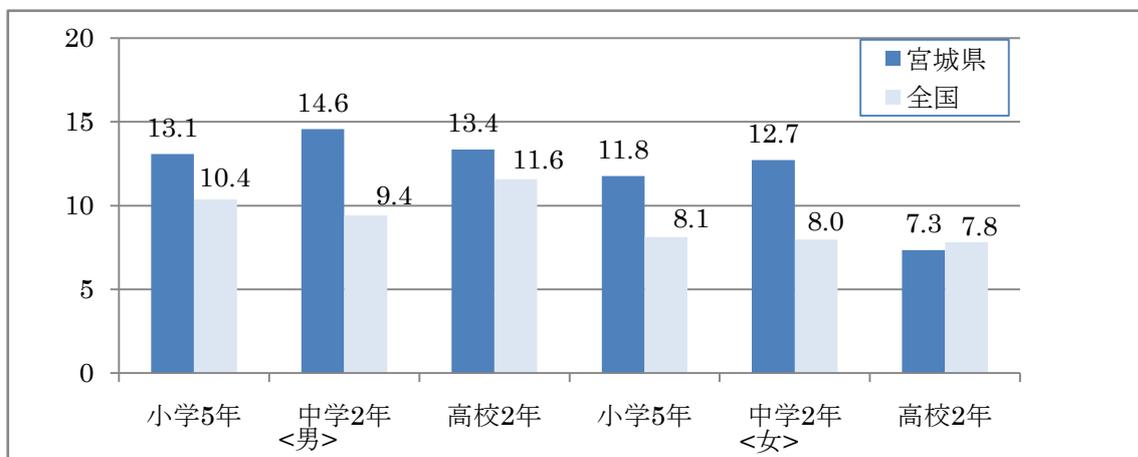


- ・BMIの状況(女性)



(平成22年県民健康・栄養調査(速報値) : 宮城県)

- ・肥満傾向児の出現率



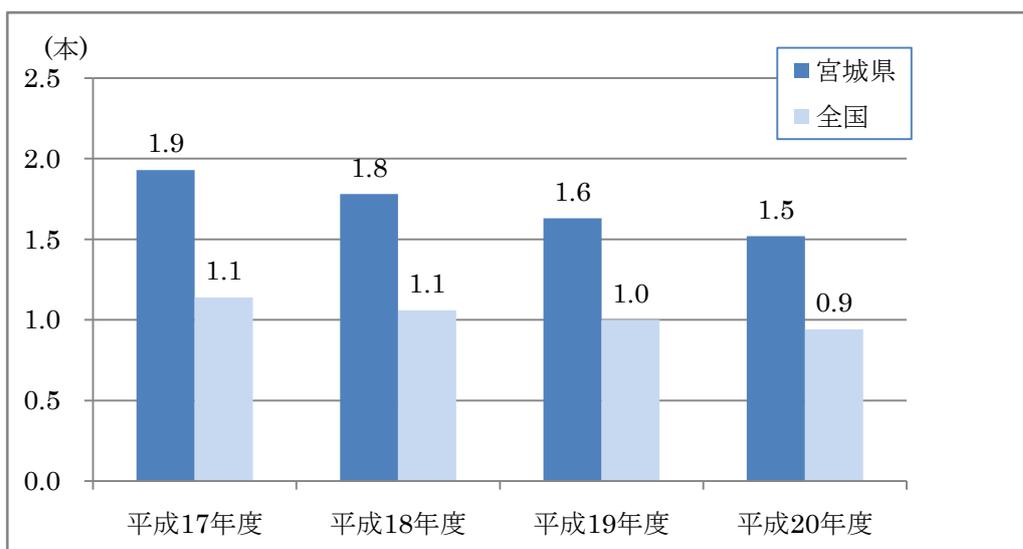
(平成22年度学校保健統計調査(速報値) : 文部科学省)

◇ 3歳児のむし歯数及び有病者の割合

3歳児の一人平均むし歯数は、平成20年度で1.5本となっています。毎年、着実に減少しているものの全国平均を上回っており、都道府県別では、全国最低水準にとどまっています。

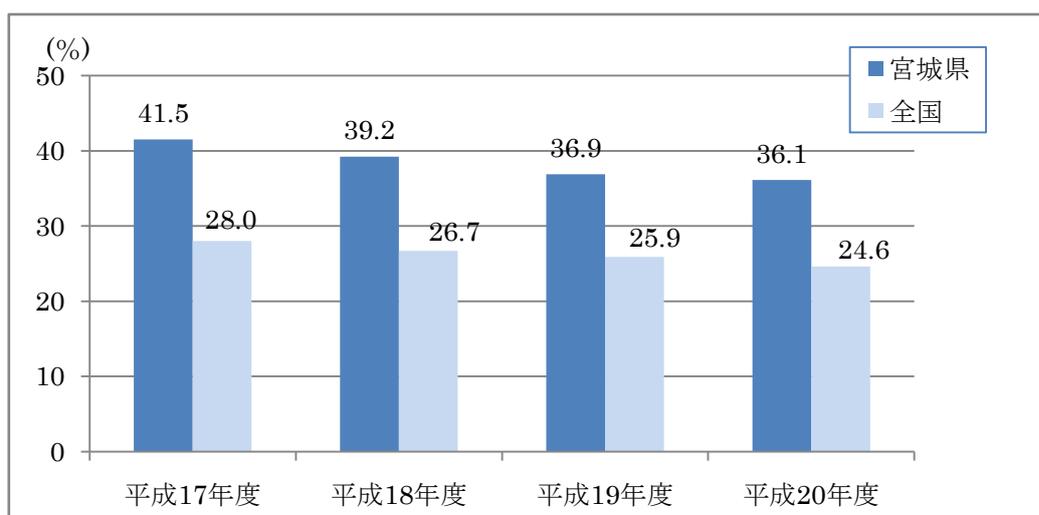
有病者率についても、改善傾向にはあるものの、平成20年度で36.1%と、全国平均よりも11.5ポイント高い状況です。

・ 3歳児の一人平均むし歯数



(3歳児歯科健康診査：厚生労働省)

・ 3歳児のむし歯有病者の割合

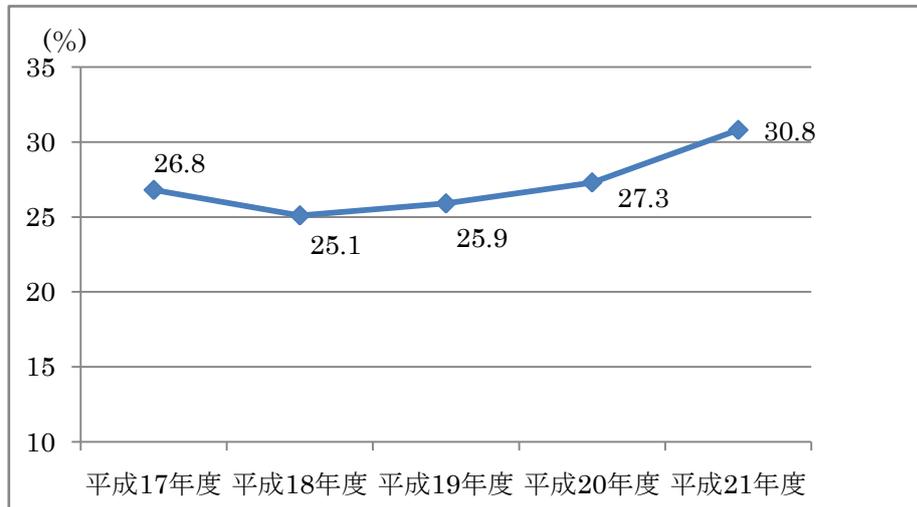


(3歳児歯科健康診査：厚生労働省)

(5) 地産地消の取組

生産者と消費者の信頼関係の構築を図るため、地域で生産されたものを地域内で消費する地産地消の取組が求められています。学校給食においても地域食材の利用が進められており、平成21年度では30.8%となっています。

◇学校給食における地場産野菜等の利用品目数の割合



(学校給食における地場産物の活用状況調査:宮城県)

食事バランスガイド

食事バランスガイドは、望ましい食事の組み合わせを「コマ」のイラストで分かりやすく示したものです。「何を」「どれだけ」食べればよいのか、その具体的な内容や分量が主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5区分で表示されています。

食事バランスガイド
あなたの食事は大丈夫？

1日分

5-7 主食 (ごはん、パン、麺)
2杯分 ごはん(中盛り)だったら4杯程度

5-6 副菜 (野菜、きのこ、海藻類等)
2杯分 野菜料理5品程度

3-5 主菜 (肉・魚・卵)
2杯分 肉・魚・卵・大豆料理から3品程度

2 牛乳・乳製品
2杯分 牛乳だったら1本程度

2 果物
2杯分 みかんだったら2個程度

運動
水・お茶
厚生の動物性・農林水産省決定

料理例

1コマ = ごはん(中盛り)1杯、雑穀(中盛り)1杯、うどん1杯、ラーメン1杯、カレーライス
15コマ = ごはん(中盛り)1杯、2コマ = うどん1杯、もやし炒め1杯、スパゲッティ

1コマ = 味噌汁、野菜炒め、肉じゃが、お味噌汁、煮物、揚げ物、お豆腐、お漬物、お茶、お菓子
2コマ = 納豆、野菜炒め、きのこ炒め、お豆腐、お漬物、お茶、お菓子

1コマ = 肉、魚、卵、大豆料理、野菜炒め、お豆腐、お漬物、お茶、お菓子
3コマ = パン・サンドイッチ、お豆腐、お漬物、お茶、お菓子

1コマ = 牛乳、ヨーグルト、チーズ、バター、アイスクリーム、ソフトクリーム、プリン
2コマ = 牛乳、ヨーグルト

1コマ = みかん1個、りんご1個、バナナ1本、葡萄1房、ぶどう1房、いちご1房

※5コマはサービング(食事の提供量の単位)の概

6 基本目標

家庭，学校・保育所等，地域社会の様々な場面において，県民一人一人が主体となり，宮城の豊かな食を通し，生涯にわたり心身ともに健全で豊かな生活を送るため，次の2つを基本目標とします。

県民一人一人が，食を生きる上での基本としてとらえ，健全な食生活と心身の健康増進を目指します

生涯にわたり，心身ともに健全で豊かな生活を送れるよう，家庭，学校，地域等それぞれの場面で，県民一人一人が，ライフステージに応じた健全な食生活を自ら実践できるよう取り組みを進めます。

多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して，豊かな人間形成を目指します

宮城県は，海・山・大地の食材に恵まれ，歴史・風土の中で郷土料理や食文化を育んできました。地域の食材や郷土料理を日々の食卓に取り入れることを通し，地域の産業や食文化への理解を深めるとともに，家族等と共に食卓を囲み，食事を楽しむことで，豊かな人間形成に寄与する食育を進めます。

7 行動目標

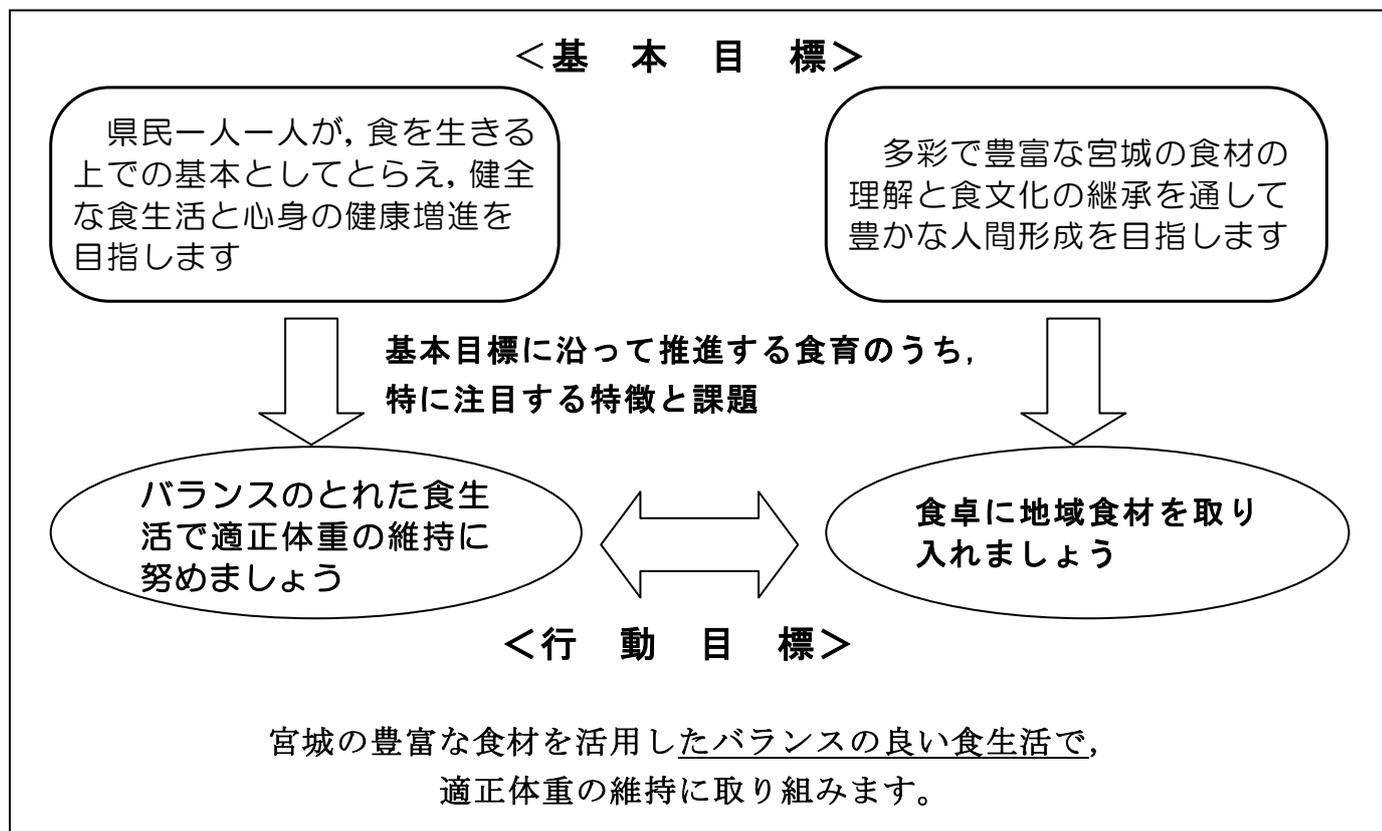
平成18年に策定した「宮城県食育推進プラン」に基づき、県では食育に関する様々な施策を展開してきました。第2期となる本計画では、本県の特徴である豊かな「食」を活用しながら本県特有の課題に取り組んでいくという視点で、2つの「基本目標」に、それぞれ特に重点的に取り組む「行動目標」掲げ、「宮城らしい」食育を推進していきます。

◆バランスのとれた食生活で適正体重の維持に努めましょう

本県では肥満者の割合が全国平均に比べて高くなっています。肥満は生活習慣病の発症に大きく関わることから、食事と生活習慣病の関連に理解を深め必要な食事の量を把握し、自分に適した食事をとることで生涯にわたって健康で過ごせる体重を保てるよう、家庭や学校、地域での取組を促します。

◆食卓に地域食材を取り入れましょう

地域で生産された食材を活用することは、地域の農林水産物をより身近に感じることにつながります。また、生産者と消費者との相互理解や本県の食文化や自然に触れる機会となる他、地域産業の振興や食料自給率（注15）の向上に寄与します。このことから、日々の食卓での県産食材の活用を促します。



8 食育推進の基本方向

2つの基本目標や本県がこれまで取り組んできた施策などを踏まえて、本計画で推進する施策を5つの「基本方向」にまとめました。

これらの基本方向に基づき、食育を推進します。

1 健全な食生活に必要な知識の習得と実践能力の育成

県民一人一人が、健全な食生活を送るために必要な知識を習得し、自ら実践できる食育を推進します。

2 五感を使って健やかな心身を育む食育

食事は、健康を維持するだけでなく、楽しく食べることで精神的な豊かさを醸成することにもつながります。作物を育て、調理して食べる等の体験を通して食べる楽しさを実感する食育を推進します。

3 宮城の風土に育まれた食材・食文化の理解

本県の豊富な食材について理解を深め、地域に根ざした食文化や郷土料理を再認識し、次世代に伝えるとともに、地産地消などを通して、食と環境との調和に関心を高める取組を推進します。

4 安全安心な食品の供給と関係者間の信頼関係構築

安全で安心できる食品を望む県民の期待に応え、消費者、生産者・事業者及び行政が連携して取り組むための仕組みを作り、相互理解を促進する取組を推進します。

5 多様な機関の連携・協力による食育の推進

食育への取組を効果的に進めるため、行政だけでなく家庭、学校・保育所、関係団体等が連携・協力し、県民運動として県民一人一人が主役となって取り組むための体制づくりを推進します。

9 プランの目標

プランにおける数値目標は、食生活に関する課題など5項目について平成22年時点を目標とした数値を平成18年に設定し、施策を推進してきました。

これまでの取組の結果や状況の変化等を踏まえ、食育の推進、課題の達成に関する状況を客観的に把握するため、次の目標値を設定して取り組みます。

(1) 食生活に関する課題

◇朝食を欠食する県民の割合の減少

朝食の欠食は、栄養バランスが偏る要因になるほか、集中力を欠く、体調が悪くなる等といった問題が指摘されていることから、朝食を欠食する県民の割合の減少を目標とします。

なお、目標の設定に当たっては、成人の中でも特に朝食欠食率の高い20から30歳代の男性、食習慣を形成する時期である学童期の小学6年生の朝食の欠食率を目標値とします。

項目	参考値(H17)	現状値(H22)	目標値(H27)
朝食を欠食する 県民の割合	33.8%	30.8%	23%以下*
20から30歳代男性	4.4%	2.6%	2%以下
小学6年生			

(出典) 小学6年生：全国学力学習調査(H22)。20～30歳代男性：県民健康・栄養調査/速報値(H22)
* H24までの目標値。「みやぎ21健康プラン」の後継計画を踏まえて目標値の見直しを行う。

注1 朝食を欠食とは、「朝食を毎日食べているか」の設問に「全くしていない」「あまりしていない」と回答した者の割合

注2 参考値は、20から30歳代男性は仙台市を除く。小学生は小学5年生が調査対象

◇脂肪エネルギー比率の減少

バランスのとれた食生活・食習慣の実現を目指し、脂肪エネルギー比率を「日本人の食事摂取基準2010版」(注16)で示されている摂取目標の範囲まで減少することを目標とします。

項目	参考値(H18)	現状値(H22)	目標値
脂肪エネルギー比率の減少 (20から40歳代)	25.7%	25.6%	25%以下*

(出典) 県民健康・栄養調査/速報値

* H24までの目標値。「みやぎ21健康プラン」の後継計画を踏まえて目標値の見直しを行う。

◇野菜摂取量の増加

血圧を下げる働きがあるカリウム、その他ビタミンや食物繊維を多く含む野菜を適量とすることは、生活習慣病の予防に効果的なことから、1日当たりの野菜摂取量の増加を目標とし、「健康日本21」(注17)の目標値を目指します。

項目	参考値(H18)	現状値(H22)	目標値
1日当たりの野菜摂取量(成人)	307.8グラム	307.4グラム	350グラム以上*

(出典) 県民健康・栄養調査/速報値

* H24までの目標値。「みやぎ21健康プラン」の後継計画を踏まえて目標値の見直しを行う。

(2) 食生活に関する意識

◇食生活に対する県民意識の変化

健全な食生活を実践するために「何を」「どれだけ」「どのように(組み合わせる)」食べたらよいかを理解し、実践する県民の増加を目標とします。

項目	参考値(H17)	現状値(H22)	目標値(H27)
主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている人の割合	62.7%	70.6%	75%
食事の量は適量を心がけている人の割合	78.9%	78.1%	85%
栄養成分表示を参考にしている人の割合	37.5%	40.9%	50%

(出典) 県民健康・栄養調査/速報値

※参考値は、仙台市を除く調査結果

(3) 食に関連する健康上の課題

◇肥満傾向児の出現率の減少

本県の肥満傾向児の出現率が全国値より高いことから「肥満傾向児の出現率の減少」(対象：中学1年生)を目標とし、全国値(平成22年度)を目標値として設定します。

項目		参考値(H18)	現状値(H22)	目標値(H27)
肥満傾向児の出現率	中学1年生(男子)	16.88%	16.56%	11.00%
	中学1年生(女子)	11.47%	14.11%	9.00%

(出典) 学校保健統計調査

◇メタボリックシンドローム(注18)該当者及び予備群の割合の減少

食事などの生活習慣を改善しないと心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合について、全国平均値(平成20年度)まで減少することを目標とします。

項目	現状値(H20)	目標値(H27)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(40から74歳)	30.8%	26.7%

(出典) 特定健診

◇3歳児のむし歯数の減少

望ましい食習慣を維持するためには、幼児期から歯の健康を保つことが大切です。そのため、3歳児の一人平均むし歯数の減少を目標とします。

項目	参考値(H18)	現状値(H20)	目標値
3歳児の一人平均むし歯数	1.78本	1.52本	1本以下*

(出典) 3歳児歯科健康診査

* H24までの目標値。「みやぎ21健康プラン」の後継計画を踏まえて目標値の見直しを行う。

(4) 地産地消の取組

◇学校給食の地場産野菜等の利用品目数の割合の増加

学校給食に地場産物を使用することは、地域の農産物等への理解を深めるとともに、地域の自然や文化及び産業等に触れる機会となります。このため、学校給食において利用する野菜等の品目数のうち、地場産の占める割合の増加を目標とします。

項 目	参考値 (H18)	現状値 (H21)	目標値 (H27)
学校給食の地場産野菜等の利用品目数の割合	25.1%	30.8%	33.6%

(出典) 宮城県調べ

◇都市農山漁村交流拠点施設や農産物販売施設の利用の増加

農産物販売施設や体験施設等は、地域食材の利用拡大や普及啓発による地産地消の推進や生産者と消費者の交流による相互理解につながることから、これらの施設の利用人口及び売上高を目標とします。

項 目	現状値 (H21)	目標値 (H27)
主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口	901 万人	1,000 万人
農産物直売所推定売上高	69 億円	85 億円

(出典) 宮城県調べ

◇農業体験学習に取り組む小・中学校の割合の増加

農林水産物の生産や加工に関する体験学習は、子どもの食に対する関心や理解を深めるための有効な手段となります。このため、農業体験学習に取り組む小・中学校の割合の増加を目標とします。

項 目	参考値 (H17)	現状値 (H21)	目標値 (H27)
農業体験学習に取り組む小・中学校の割合	68%	79.4%	90.0%

(出典) 宮城県調べ

(5) 食の安全安心

◇みやぎ食の安全安心消費者モニターの活動率の増加

食の安全安心に関する正しい知識を身につけ、役割を積極的に果たす消費者モニターの活動参加割合を目標とします。

項 目	現状値 (H21)	目標値 (H27)
みやぎ食の安全安心消費者モニターの活動率	64%	80%

(出典) 宮城県調べ

(6) 食育の推進体制

◇みやぎ食育コーディネーター（注 19）による食育推進活動への参加人数
食生活改善や食育推進のためには、地域において食育を推進する人材の果たす役割が重要なことから、みやぎ食育コーディネーターによる活動対象人数の増加を目指します。

項 目	参考値 (H20)	現状値 (H21)	目標値 (H27)
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数	4,473 人	7,231 人	15,000 人

（出典）宮城県調べ

◇食育推進計画を作成・実施している市町村の割合

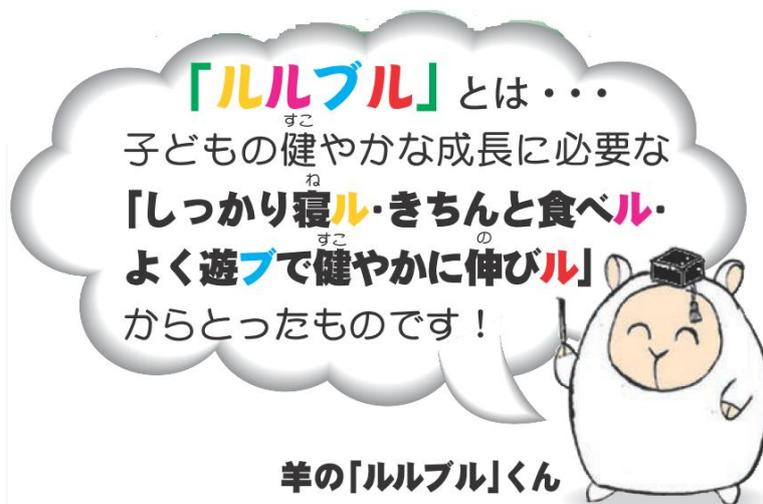
食育を県民運動として推進していくためには、各市町村の取組が進められることが必要なため、計画を作成・実施している市町村の割合を目標とします。

項 目	参考値 (H17)	現状値 (H21)	目標値 (H27)
食育推進計画を作成・実施している市町村の割合	0%	80%	100%

（出典）宮城県調べ

みやぎっ子ルルブル推進会議

社会全体で子どもたちの望ましい生活習慣を確立していくため、その趣旨に賛同する団体、企業等が会員となって設立した会議です。



10 重点施策

2つの基本目標を達成するための5つの基本方向に基づき、次のとおり重点施策を5項目選定し、それらを実現するための具体的な取組内容をプランとして掲げ、食育を推進します。

重点施策1 食育を通じた健康づくり

生涯を通して健康に過ごすためには、健全な食生活を送ることが基本です。県民一人一人が、健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力を身につけ、それを自ら実践できる取組を進めていきます。

また、健康づくりに必要となる知識や実践力は、年齢や生活環境などにより異なるため、取組の推進に当たっては、各ライフステージに配慮しながら県民が主体となった健康づくりを推進します。

プラン1	生涯を通じた健康づくり
------	-------------

1 みやぎ21健康プランの推進

平成19年度に改定した「みやぎ21健康プラン」の目標達成に向け、生活習慣病の発症予防・重症化予防対策のため食生活改善事業に取り組むとともに、よくかんで味わって食べるなどの「食べ方」の支援を行います。

また、乳幼児期のむし歯対策や適正体重の維持など、本県の特徴的な課題の改善に向けた取組を推進します。

2 子どもの生活リズムの向上

「はやね、はやおき、あさごはん」といった基本的な生活習慣の定着を広く呼びかけ、子どもの生活リズムの向上を図ります。

プラン2	健全な食生活の実現
------	-----------

1 望ましい食生活に関する啓発の推進

健全な食生活を実践するためには、自分にとって適切な食事量を把握し、食事を取ることが重要です。「食生活指針」(注20)の普及や「何を」「どれだけ」食べれば良いかを分かりやすく示した「食事バランスガイド」(注21)などの活用による望ましい食生活の普及を推進します。

2 「日本型食生活」の実践促進

日本の気候風土に適した、米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践促進のため、

本県で生産される多様な食材に関する情報提供等を行います。

3 健康づくりをサポートする外食店の普及促進

外食の栄養成分表示やヘルシーメニューなどの情報を積極的に提供する飲食店を増やし、外食利用者が適切に食事を選べる食環境の整備を目指します。

重点施策2 五感を使った食育の推進

食事を味わい、おいしく、楽しく食べることは身体的にも精神的にも大切です。豊かな自然環境と食材に恵まれ、生産地と消費地が近接しているという本県の特性を生かし、食料の生産から消費までの体験活動に多くの県民が参加し、「見て」「触れて」「楽しんで」「食べる」など、五感を使って食を実感できる取組を進めます。

プラン3 楽しく食べる環境づくり

1 食卓を囲んだ食育の推進

食を通して子どもの心身を健全に育成するとともに、食に関する基本的な所作を身につける場となる、家族等と一緒に食卓を囲む「共食」(注 22)を推進します。

2 給食を通じた食育の推進

各学校において食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭を中核とした取組を充実し、地域の特色を生かした食育の推進を図ります。

給食を「生きた教材」として活用し、仲間と食べる楽しさの実感や食に関する知識の習得等、家庭での食育を補完する取組を行います。

プラン4 体験を通じた食育の推進

生産過程や環境、食料事情等、食に関する多様な側面への関心と理解を深めるとともに豊かな心を育むため、生産者や食品関連事業者等と連携し「教育」、「環境」、「観光」等、多様な要素を併せ持つグリーン・ツーリズム(注 23)や教育ファームへの取組を支援します。

重点施策3 「食材王国みやぎ」の理解と継承

本県は、海・山・大地の育む多彩で豊かな食材に恵まれています。これらの恵まれた食材への理解を深め、生産者と消費者の信頼関係を構築し、地産地消を推進します。

また、伝統行事や気候風土と結びついた、本県の特色ある食文化の理解と継承を図る取組を進めます。

プラン5 地産地消の推進

1 地産地消意識の普及啓発

地産地消の取組を推進するとともに、生産者と消費者の交流を図る場の提供を行い、県内で生産される農林水産物・加工食品への一層の理解の向上や、その消費・活用の促進を図ります。

2 学校給食における県産食材利用推進

地域で生産される食材等をより身近に感じ、地域の自然、食文化、産業等に関する理解を深めることができるよう、学校給食への供給体制を整備するとともに、積極的な利用を推進します。

3 食料自給率の向上に向けた理解の醸成

国内外の食料事情や県産食材への理解を深め、消費の拡大を図るとともに、食料自給率向上に係る県民意識の啓発及び取組を促進するための運動を展開します。

4 農産物直売所の活用による生産者と消費者の交流推進

県産食材等の購入を促すとともに、消費者と生産者間の顔の見える関係を築くため、農産物直売所における交流機会の提供を進めます。

プラン6 食文化の伝承

1 食育実践活動への支援

地域の文化や技術にこだわりを持って作られた特産品の普及や、伝統的な食文化を伝承するための研修会や調理体験等を実施します。また、地域に密着した食育活動を実践する人材を育成し、活動を支援します。

2 学校給食における地域の伝統料理の紹介

地域の食文化に対する理解と関心を深めるため、学校給食に地元産の食材等を使用した地域の伝統料理を提供する取組を支援します。

重点施策4 食の安全安心に配慮した食育

食品の安全性確保は、食生活において基本となります。安全で安心できる食品を望む県民の期待に応えるため、食品を供給する生産者等の食品の安全確保、食の安全安心に係る信頼関係の確立への取組を支援します。

プラン7 安全安心な食品供給の確保

1 生産及び供給体制の確保

食品の安全性確保には、生産者自らが食の安全安心の確保の必要性を理解し、取り組むことが重要なため、その取組を促進します。

また、生産・製造・加工・調理・販売の各段階において安全性が確保されるよう、関係法規に基づき指導等を行います。

プラン8 食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 情報共有及び相互理解の促進

食の安全安心の確保のため、食品の安全に関する情報を収集するとともに、ホームページや各種広報媒体及びマスメディアなどを活用した積極的な情報提供を行います。

2 食の安全安心への県民参加の促進

安全で安心できる食の実現を目指し、「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」、「みやぎ食の安全安心取組宣言」(注24)など、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して取り組む県民総参加運動を推進します。

食品の廃棄

飽食といわれる中、食べ残しや賞味期限切れなどに伴う廃棄等が食品産業や家庭で発生しています。食品廃棄物の発生量は年間2,154万トン(H14:農林水産省・環境省試算)で、その約55%が一般家庭から発生しています。

重点施策5 みんなで支えあう食育

食育に関する施策を効果的に進めるためには、家庭や地域、学校・幼稚園、保育所、関係団体、行政、そして県民一人一人が連携・協働し、それぞれの役割に応じて主体的に活動していくことが重要です。これらの関係者の連携・協働した取組が促進されるよう支援します。

プラン9 食育支援ネットワークの強化

県民に身近な存在である市町村や地域で食育推進に取り組む関係団体、食品関連企業等に対し、本県が目指す食育施策への参画を広く呼びかけます。また、団体間の連携や学校と家庭の連携など、食育に携わる関係者相互の連携強化に取り組めます。

プラン10 食育推進体制の充実

1 学校における食育推進体制の強化

食に関する指導計画の作成やその充実化を通して、栄養教諭を中心とした、学校における食育推進体制の強化・充実を図ります。

2 食育に関わる人材の育成・活動支援

多様な関係者等から構成される宮城県食育推進会議を中心として、食育のさらなる推進に取り組めます。また、食生活改善推進員や食育コーディネーター、食育ボランティア等、学校や地域で食育に取り組む人材の育成と活動の支援を行うとともに、これらの人材や取組に関する情報を広く発信します。

3 食育に係る普及啓発

ホームページ等の活用により食育に関する情報発信を行うとともに、毎年11月を「みやぎ食育推進月間」とし、集中的な啓発活動や各種イベントを実施します。

みやぎ8020運動

県では、「一生自分の歯で食べることを人生80年時代における健康づくりの基本として、80歳になっても20本以上の歯を保つことを目標としたみやぎ8020運動を推進しています。

<http://www.pref.miyagi.jp/kensui/Ksika/8020.htm>

1.1 ライフステージに応じた食育の取組

生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送るための基本となる食を営む力は、乳幼児期からライフステージに応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより育まれます。

このため、各ライフステージに応じて身体的、精神的、社会的特徴を踏まえた食育への取組を進めていくことが必要となります。本計画では次の6つのライフステージに区分し、それぞれの特徴に応じた取組の方向性と取組内容を示し、食育を推進します。

ライフステージに応じた食育の取組を推進

ライフステージ		年齢区分	食育テーマ
ジュニア期	乳幼児期	概ね 0～5歳	食習慣の基礎づくり
	学童期	概ね 6～12歳	望ましい食習慣の定着
	思春期	概ね 13～18歳	自立に向けた食生活の基礎づくり
シニア期	青年期	概ね 19～39歳	健全な食生活の実現
	壮年期	概ね 40～64歳	食生活の維持と健康管理
	高齢期	概ね 65歳～	食を通じた豊かな生活の実現

(1) ジュニア期

乳幼児期 (概ね0～5歳)

テーマ：「食習慣の基礎づくり」

乳幼児期は、人間の一生のうちで最も心身の成長が著しく、生涯にわたって健やかに生きるための基礎となる食を営む力や食生活リズムを身につける等、将来の食習慣を方向付ける上でとても重要な時期です。

乳児期における授乳は、栄養の摂取だけでなく親子間等の愛着感を形成することにつながります。また、幼児期には食生活の基本となる味覚が形成されますが、この時期の食経験は食べ物への嗜好に影響を与えるため、偏食等の問題も起きやすくなります。子どもの個人差に十分配慮しながら、いろいろな食品に親しみ、味覚、嗅覚、視覚など食に関する五感を磨くとともに、楽しい雰囲気ですることで、食べる楽しさを経験することが必要です。

乳幼児期の食育では、家庭が中心的な役割を果たしますが、保育・幼児教育等に携わる多様な人材が家庭での食育を向上させるよう連携していくことが大切です。

<取組の方向性>

- ・食生活リズムや生活習慣の基礎を身につける
- ・いろいろな食材の味を楽しみ、味覚を育てる
- ・食事の準備等を通して、食についての関心を高める
- ・家族や友達と一緒に食べることを楽しむ
- ・食前食後のあいさつや箸の使い方、姿勢など食事のマナーを身につける

【県の主な取組】

◎基本的な生活習慣確立の推進

知(学力)・徳(心)・体(健康)の調和のとれた元気な子どもを育成していくため「はやね・はやおき・あさごはん」という基本的な生活習慣の定着を広く呼びかけ、子どもの生活リズムの向上を図ります。

◎家庭教育支援体制の充実

子育て・親育ち講座を開催し、基本的な生活習慣や食に関して学ぶ機会を提供するとともに、親(保護者)に対して、家庭教育に関する情報の提供や、アドバイスをを行う子育てサポーターを養成します。

◎保育所・幼稚園職員の研修

保育所や幼稚園において適切な食育を行うとともに、人材を育成するため給食関係者や従事者の研修会を実施します。

【家庭に期待される取組（保護者などに期待される取組）】

- ◎ 1日3回の食事（間食）で規則正しい食生活リズムをつくる
- ◎ 家族で食事の準備を楽しむ
- ◎ 栄養バランスのとれた食事を心がけ、子どもが様々な食べものを味わえるよう配慮する
- ◎ 家族での楽しい食事を通して食事マナーや食べものに感謝する心を伝える
- ◎ 健康な歯と口腔を育てるため、歯みがき習慣を身につける

【幼稚園や保育所等に期待される取組】

- ◎ 保育計画等の中に食育に関する計画を位置づけるとともに、その改善・充実に努める
- ◎ 食に関する情報を家庭へ発信し、保護者の相談や助言を行う
- ◎ 給食に地域食材や郷土料理、行事食を取り入れる
- ◎ 栽培、収穫等の体験を楽しむ、食への関心を高める

【地域に期待される取組】

- ◇ 食育推進に関わるボランティア等
 - ◎ 保育所や幼稚園が行う食育活動へ協力する
- ◇ 生産者・食品関連事業者等
 - ◎ 給食での地域食材活用に協力する
 - ◎ 生産や販売体験の場や機会を提供する

学童期は、心身共に発達が著しく食習慣の基礎が確立する時期ですが、家族間の生活時間のずれ、共働き世帯やひとり親家庭の増加等から、家族そろって食事をする機会が減少し、保護者が子どもの食生活を十分に把握することが難しくなっています。

こうした中で、食に対する関心や食べものに感謝する心の薄れ、「孤食」(注25)や朝食の欠食、食事マナーの乱れなどの問題が指摘されるとともに、偏った食事による肥満や小児生活習慣病の増加等が懸念されています。

子ども達自身が、正しい食事のあり方を理解し、食事を通して自らの健康管理をしていく意識を身につけるとともに、学校給食や体験活動などの取組を通して、食材や食文化、生産、流通への関心を高めることが大切です。そのためには、学校、地域等、多様な関係者が、家庭の食育機能を補完していくことが望まれます。

<取組の方向性>

- 家庭や学校での食に関わる活動を通し、望ましい食習慣を形成する
- 「食」の重要性を理解し、食と健康の関係について関心を持つ
- 日常の食事を準備できる力を身につける
- 箸の使い方や姿勢など、食事のマナーを身につける
- 体験等を通して食べものの生産や流通などのプロセスに関心を持つ
- 食文化や伝統に関心を持つ

【県の主な取組】

◎ 基本的な生活習慣確立の推進

知(学力)・徳(心)・体(健康)の調和のとれた元気な児童を育成していくため「はやね・はやおき・あさごはん」という基本的な生活習慣の定着を広く呼びかけ、児童の生活リズムの向上を図ります。

◎ 学校給食への地域食材利用拡大

県内各地で生産・加工される農産物の学校給食における需要と供給のマッチング支援や啓発活動を通じ、学校給食における県産農産物の利用率を高めます。

◎ 食に関する体験(栽培、収穫等)の支援

小学校における農業体験の充実を図るための支援や教職員を対象にした農業セミナーを行います。

◎栄養教諭の配置

児童の望ましい食習慣の形成のため、食に関する指導に当たる栄養教諭を配置し、食育教育の推進を図ります。

◎教職員、学校給食関係者の研修

学校栄養職員の専門職としての知識や技術に関する研修を行い、その資質の向上を図ります。

【家庭に期待される取組（保護者などに期待される取組）】

- ◎ 1日3回の食事で規則正しい食生活リズムをつくる
- ◎ 家族で食事づくりを楽しむ
- ◎ 食事づくりや買い物等の手伝いをさせる
- ◎ 成長に必要な栄養が摂取できるバランスのとれた食事内容を工夫する
- ◎ 家族での楽しい食事を通して食事マナーや食べものに感謝する心を伝える
- ◎ 旬の食材や年中行事に合わせた食事を取り入れる
- ◎ 健康な歯と口腔を育てるため、歯みがき習慣を身につける

【学校等に期待される取組】

- ◎ 「食に関する指導に係る全体計画」を作成・実施し、指導効果を踏まえて改善を加えながら、食育を推進する
- ◎ 学校給食と各教科との関連を図った食に関する指導を展開する
- ◎ 肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響などについて、必要な知識と実践力を育てる
- ◎ 食に関する情報を家庭へ発信し、保護者の相談や助言を行う
- ◎ 給食に地域食材や郷土料理、行事食を取り入れる
- ◎ 生産活動等の機会を作り地域の生産者との交流を図る

【地域に期待される取組】

- ◇ 食育推進に関わるボランティア等
 - ◎ 学校が行う食育活動へ協力する
- ◇ 生産者・食品関連事業者等
 - ◎ 給食での地域食材活用に協力する
 - ◎ 生産や販売体験の場や機会を提供する

思春期は、成長期の最終段階で、身体的にも精神的にも変化する時期です。成長に合わせて、乳幼児期から培ってきた望ましい食生活と生活習慣を維持する必要がありますが、この時期は、部活動、塾通い、受験や進学などによる生活習慣の変化で、食習慣が不規則になりがちです。

また、友人などと過ごす時間が増え、学童期にも増して家庭が食に関する教育機能を担うことが難しくなってきます。友人やマスメディアなどからの影響も強く受けやすい時期で、誤った認識による過度のそう身志向や過食、偏食による肥満など、健康上の問題も生じやすくなります。

学校給食が終了すると、食生活の自己管理が求められます。このため、学童期に学習した事項を土台にして食の自己管理能力を身につけることが大切です。また、食文化や食料問題など、食を取り巻く環境にも広く関心を持つことが望まれます。

<取組の方向性>

- 生活習慣の変化に応じ、望ましい食生活リズムをつくる
- 自らの健康に関心を持ち、栄養バランスに関する判断力や選択力を養う
- 健全な食生活を維持するのに必要な調理技術を身につける
- 食料事情や食料問題への関心を高める
- 食文化や伝統に関する知識を持つ

【県の主な取組】

◎基本的な生活習慣確立の推進

知(学力)・徳(心)・体(健康)の調和のとれた元気な生徒を育成していくため「はやね・はやおき・あさごはん」という基本的な生活習慣の定着を広く呼びかけ、生徒の生活リズムの向上を図ります。

◎食事バランスガイドの普及啓発

食事の組み合わせ方とおおよその量を分かりやすく示した食事バランスガイドの普及を通し、望ましい食生活に対する意識の醸成を図ります。

◎学校給食への地域食材利用拡大

県内各地で生産・加工される農産物の学校給食における需要と供給のマッチング支援や啓発活動を通じ、学校給食における県産農産物の利用率を高めます。

◎食に関する体験(栽培, 収穫等)の支援

中学校における農業体験の充実を図るための支援や教職員を対象にした農業セミナーを行います。

◎食の安全安心に関する情報の提供

食の安全安心に関する情報を収集し, その情報を速やかに提供します。

◎栄養教諭の配置

生徒の望ましい食習慣の形成のため, 食に関する指導に当たる栄養教諭を配置し, 食育教育の推進を図ります。

◎教職員, 学校給食関係者の研修

学校栄養職員の専門職としての知識や技術に関する研修を行い, その資質の向上を図ります。

【家庭に期待される取組(保護者などに期待される取組)】

◎1日3回の食事で規則正しい食生活リズムをつくる

◎家族で食事づくりを楽しむ

◎食事づくりの基本を教える

◎成長に必要な栄養が摂取できるバランスのとれた食事内容を工夫する

◎家族での楽しい食事を通して食事マナーや食べものに感謝する心を伝える

◎旬の食材や年中行事に合わせた食事を取り入れる

【学校等に期待される取組】

<中学校>

◎「食に関する指導に係る全体計画」を作成・実施し, 指導効果を踏まえて改善を加えながら, 食育を推進する

◎学校給食と各教科との関連を図った食に関する指導を展開する

◎給食に地域食材や郷土料理, 行事食を取り入れる

◎生産活動等の機会を作り地域の生産者との交流を図る

<高等学校>

◎各教科の特質を生かして, 食に関する指導を行う

◎食料の生産や流通と食生活との関係や環境に配慮した食生活についての関心を高める

<中学・高校共通>

◎肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響などについて, 必要な知識と実践力を育てる

◎食に関する情報を家庭へ発信し, 保護者の相談や助言を行う

【地域に期待される取組】

◇食育推進に関わるボランティア等

◎学校が行う食育活動へ協力する

◇生産者・食品関連事業者等

◎給食での地域食材活用に協力する

◎生産や販売体験の場や機会を提供する

(2) シニア期

青年期（概ね19～39歳）

テーマ：「健全な食生活の実現」

青年期は、身体発達がほぼ完了し、多くの生活習慣が定着してきます。家庭的には結婚、出産、子育て等、社会的にも就職などを機に生活が大きく変化する時期です。仕事等で生活が不規則になりがちで、朝食を食べない人の割合も高くなりますが、この時期の食生活は、壮年期以降の健康に大きな影響を及ぼすことから、食事の栄養バランスや生活リズムを再点検し、自らの健康状態の把握に努めることが大切です。

また、この世代では、単身世帯割合が増加し食の外部化率が高くなっていることから、自ら食に関する正しい情報を選択する知識を持つとともに、食品関係事業者等がわかりやすい情報を発信することが望まれます。

さらに、社会的に自立する青年期以降は、思春期までの知識や情報の受け手から、これまで得てきた食に関する知識や情報を積極的に発信していく役割が求められるようになります。特に青年期は、子育ての期間と重なることも多いため、家庭や地域において、次世代への食育に取り組むことが期待されます。

<取組の方向性>

- ・自らの健康状態を把握し、望ましい食生活を実践する
- ・食に関する正しい情報を選択する力を身につける
- ・家庭において子どもたちへの食育に取り組む
- ・食品の安全性に関する知識を持つ
- ・地域の食文化や郷土料理などの知識を高める

【県の主な取組】

◎生活習慣病予防等，健康づくりに関する普及啓発

「みやぎ21健康プラン」を推進し、県民健康づくり運動の機運の醸成及び健康づくりを支援する環境の整備を図るとともに、目標達成度評価や次期計画の基礎データとするため、県民健康栄養調査を実施します。

◎食事バランスガイドの普及啓発

食事の組み合わせ方とおおよその量を分かりやすく示した食事バランスガイドの普及を通し、望ましい食生活に対する意識の醸成を図ります。

◎食環境の整備

飲食店における栄養成分表示の普及や事業所の社員食堂等でのヘルシーメニューの提供をすすめ、メタボリックシンドローム予防を推進します。

◎親子料理教室や体験学習会等の開催

野菜や朝食摂取を進めるための親子料理教室の実施や、生活習慣病の発症予防等のための食生活改善講習会等を開催します。

◎食の安全安心に関する情報の提供

食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供します。

◎食育の推進に関わるボランティアの育成・活動支援

地域で食育を推進する民間ボランティアを育成し、その活動を支援します。

【家庭に期待される取組】

◎家族で一緒に食卓を囲み、食について子どもと学ぶ機会を作る

◎食生活を再点検し、望ましい食生活（適正な食事量，栄養バランス，食品表示等）を実践する

【地域に期待される取組】

◇食育推進に関わるボランティア等

◎食に関する情報提供を行う

◎地域の食材や行事食・郷土料理についての知識を普及する

◇生産者・食品関連事業者等

◎飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の情報を積極的に提供する

壮年期は、職場や家庭の中心となって活躍する時期ですが、仕事や子育てなどでストレスを受けやすい一方、多忙なこともあり自分の健康管理が疎かになる傾向があります。身体機能はゆるやかに低下し始め、壮年期の後半では加齢に伴う肉体的な変化も見られ、生活習慣病などの疾病に罹りやすくなったり、更年期による体調の変化などを迎える時期です。

こうした変化を理解するとともに、規則正しい食習慣や生活習慣を守り、自らの健康管理に努める必要があります。

さらに、この時期は地域での活動や次世代への食文化を継承する役割も期待されます。

<取組の方向性>

- 適切な栄養バランスと食事量で健康管理に努める
- 世界の食料事情を理解し、無駄のない食生活を実践する
- 食品の安全性に関する知識を高め、家庭や地域で伝える
- 地域の食文化や郷土料理などを次世代に継承する

【県の主な取組】

◎生活習慣病予防等，健康づくりに関する普及啓発

「みやぎ21健康プラン」を推進し、県民健康づくり運動の機運の醸成及び健康づくりを支援する環境の整備を図るとともに、目標達成度評価や次期計画の基礎データとするため、県民健康・栄養調査を実施します。

◎食事バランスガイドの普及啓発

食事の組み合わせ方とおおよその量を分かりやすく示した食事バランスガイドの普及を通し、望ましい食生活に対する意識の醸成を図ります。

◎食環境の整備

飲食店における栄養成分表示の普及や事業所の社員食堂等でのヘルシーメニューの提供をすすめ、メタボリックシンドローム予防を推進します。

◎食の安全安心に関する情報の提供

食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供します。

◎食育推進ボランティア等の育成・活動支援

地域で食育を推進する民間ボランティアを育成し、その活動を支援します。

【家庭に期待される取組】

- ◎塩分や脂肪の摂りすぎ等を改善し，生活習慣病予防に努める
- ◎行事食や郷土料理等を取り入れた食生活に配慮する
- ◎健康診断や歯科健診を定期的に受診し，健康を維持する

【地域に期待される取組】

◇食育推進に関わるボランティア等

- ◎食に関する情報提供を行う
- ◎地域の食材や行事食・郷土料理についての知識を普及する

◇生産者・食品関連事業者等

- ◎飲食店等において，栄養成分表示や産地表示等の情報を積極的に提供する

高齡期は、加齢により身体機能が低下し健康問題が生じやすくなりますが、健康状態には個人差が大きくなっていくことから、自らの身体の変化に合わせた望ましい食生活を維持し、健康管理に努めることで健康寿命を延伸することが重要です。

また、この時期は、退職や子どもの自立などにより、これまで培ってきた知識などを地域社会で活かすことに取り組みやすくなることから、食に関する豊富な知識と経験を家族や地域へ継承する指導的な役割も期待されます。

一方、近年増加している高齡者の単身世帯では、調理が困難なための低栄養等が懸念されており、地域が高齡者の健全な食生活を支える体制が必要となっています。

<取組の方向性>

- 健康状態に合わせ、望ましい食生活を維持する
- 食を通した交流により日々の生活を楽しむ
- 食文化や郷土料理に関する豊富な知識と経験を次世代に伝える

【県の主な取組】

◎生活習慣病予防等、健康づくりに関する普及啓発

「みやぎ21健康プラン」を推進し、県民健康づくり運動の機運の醸成及び健康づくりを支援する環境の整備を図ると共に、目標達成度評価や次期計画の基礎データとするため、県民健康栄養調査を実施します。

◎食事バランスガイドの普及啓発

食事の組み合わせ方とおおよその量を分かりやすく示した食事バランスガイドの普及を通し、望ましい食生活に対する意識の醸成を図ります。

◎食環境の整備

飲食店における栄養成分表示の普及や事業所の社員食堂等でのヘルシーメニューの提供をすすめ、メタボリックシンドローム予防を推進します。

◎食の安全安心に関する情報の提供

食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供します。

◎食育推進ボランティア等の育成・活動支援

地域で食育を推進する民間ボランティアを育成し、その活動を支援します。

【家庭に期待される取組】

- ◎栄養の過剰摂取や低栄養を予防する
- ◎健康診断や歯科健診を定期的に受診し，健康を維持する

【地域に期待される取組】

◇食育推進に関わるボランティア等

- ◎食に関する情報提供を行う
- ◎地域の食材や行事食・郷土料理についての知識を普及する

◇生産者・食品関連事業者等

- ◎飲食店等において，栄養成分表示や産地表示等の情報を積極的に提供する

各ライフステージにおいて県・家庭・地域等が行う取組の一覧

【ジュニア期】

	乳幼児期	学童期	思春期
◆県が行う主な取組			
◇ 知(学力)・徳(心)・体(健康)の調和のとれた元気な児童生徒を育成していくため基本的生活習慣の定着を呼びかける。	●	●	●
◇ 基本的な生活習慣や食に関して学ぶ機会を提供するとともに、親(保護者)に対して、家庭教育に関する情報の提供等を行う子育てサポーターを養成する。	●		
◇ 食事バランスガイドの普及を通し、望ましい食生活に対する意識の醸成を図る。			●
◇ 県産農産物の学校給食におけるマッチング支援や啓発活動を通じ、学校給食への県産農産物の利用率を高める。		●	●
◇ 小中学校における農業体験の充実を図るための支援や教職員を対象にした農業セミナーを行う。		●	●
◇ 食の安全安心に関する情報を収集し、その情報を速やかに提供する。			●
◇ 食に関する指導に当たる栄養教諭を配置し、食育教育の推進を図る。		●	●
◇ 学校栄養職員や給食関係者の知識や技術に関する研修会を実施する。	●	●	●

◆家庭に期待される取組 (保護者などに期待される取組)	乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期
◇ 1日3回の食事(間食)で規則正しい食生活リズムをつくる	●	●	●
◇ 家族で食事づくりを楽しむ	●	●	●
◇ 食事づくりや買い物等の手伝いをさせる		●	
◇ 食事づくりの基本を教える			●
◇ 栄養バランスのとれた食事を心がけ、子どもが様々な食べものを味わえるよう配慮する	●		
◇ 成長に必要な栄養が摂取できるバランスのとれた食事内容を工夫する		●	●
◇ 家族での楽しい食事を通して食事マナーや食べものに感謝する心を伝える	●	●	●
◇ 旬の食材や年中行事に合わせた食事を取り入れる		●	●
◇ 健康な歯と口腔を育てるため、歯みがき習慣を身につける	●	●	

◆学校等に期待される取組	乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期
◇ 保育計画等の中に食育に関する計画を位置づけ、 <u>その改善、充実に努める</u>	●		
◇ 「食に関する指導に係る全体計画」を作成・ <u>実施し、指導効果を踏まえて改善を加えながら、食育を推進する</u>		●	●
◇ 学校給食と各教科との関連を図った食に関する指導を展開する		●	●
◇ 肥満や過度のそう身が健康に及ぼす影響などについて、必要な知識と実践力を育てる		●	●
◇ 食に関する情報を家庭へ発信し、保護者の相談や助言を行う	●	●	●
◇ 給食に地域食材や郷土料理、行事食を取り入れる	●	●	●
◇ 栽培、収穫等の体験を <u>楽しみ</u> 、食への関心を高める	●		
◇ <u>生産活動等</u> の機会を作り地域の生産者との交流を図る		●	●
◇ <u>食料の生産や流通と食生活との関係や環境に配慮した食生活</u> についての関心を高める。			●

◆地域に期待される取組

	乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期
食育推進に関わるボランティア等			
◇ 保育所や学校等が行う食育活動へ協力する	●	●	●
生産者・食品関連事業者等			
◇ 給食での地域食材活用に協力する	●	●	●
◇ 生産や販売体験の場や機会を提供する	●	●	●

【シニア期】

◆県が行う主な取組	青年期	壮年期	高齢期
◇ 「みやぎ21健康プラン」を推進し，県民健康づくり運動の機運の醸成及び健康づくりを支援する環境の整備を図る。	●	●	●
◇ 食事バランスガイドの普及を通し，望ましい食生活に対する意識の醸成を図る。	●	●	●
◇ 飲食店における栄養成分表示の普及や事業所の社員食堂等でのヘルシーメニューの提供を推進する。	●	●	●
◇ 野菜や朝食摂取のための親子料理教室や生活習慣病の発症予防等のための食生活改善講習会等を開催する。	●		
◇ 食の安全安心に関する情報を収集し，その情報を速やかに提供する。	●	●	●
◇ 地域で食育を推進する民間ボランティアを育成し，その活動を支援する。	●	●	●

◆家庭に期待される取組	青年期	壮年期	高齢期
◇ 家族で一緒に食卓を囲み，食について子どもと学ぶ機会を作る	●		
◇ 食生活を再点検し，望ましい食生活（適正な食事量，栄養バランス，食品表示等）を実践する	●		
◇ 塩分や脂肪の摂りすぎ等を改善し，生活習慣病予防に努める		●	
◇ 栄養の過剰摂取や低栄養を予防する			●
◇ 健康診断や歯科健診を定期的に受診し，健康を維持する		●	●
◇ 行事食や郷土料理等を取り入れた食生活に配慮する		●	

◆地域に期待される取組

	青年期	壮年期	高齢期
食育推進に関わるボランティア等			
◇ 食に関する情報提供を行う	●	●	●
◇ 地域の食材や行事食・郷土料理についての知識を普及する	●	●	●
生産者・食品関連事業者等			
◇ 飲食店等において、栄養成分表示や産地表示等の情報を積極的に提供する	●	●	●

12 県民運動としての食育推進運動の展開

食育推進の実効性を高めるためには、行政と関係機関等がさらなる連携強化を進め、多様な関係者がお互いに連携・補完しながら地域や家庭における県民主体の取組が実践できる体制を推進していくことが不可欠です。

各関係機関がそれぞれの役割に応じて活動するとともに、食育を推進するボランティア等と積極的に連携することで、食育を県民運動として展開し、県民一人一人の食育に関する主体的な取組の推進を図ります。

(1) 食育に関する普及啓発

○みやぎ食育推進月間の実施と啓発活動

- ・食育推進運動を重点的かつ効果的に実施するため、毎年11月を「みやぎ食育推進月間」とし、行政、教育機関、関連団体及び地域が連携し、各種イベント等の啓発活動を集中的に実施します。
- ・食育に積極的に取り組む個人、団体、企業等に対する表彰を行います。
- ・食育に関するシンポジウムや研修会、各種イベント等を開催します。

○食生活の重要性についての啓発

- ・食生活指針や食事バランスガイド等を普及します。
- ・「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動を家庭、地域及び関係機関の連携により推進します。
- ・消費者、生産者・事業者及び行政が連携し、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開することにより、安全で安心できる食の実現を図ります。

○食育に係る取組事例の紹介

- ・食育に関するイベント情報、学校や食育推進ボランティア等が行う特色ある取組事例等を紹介します。

○食育に関する情報の発信

- ・「食材王国みやぎ」の取組を広く周知します。
- ・食事バランス、県産食材、食育推進ボランティア等の取組に関する情報を発信します。
- ・食の安全安心に関する情報の発信をします。
- ・ホームページやパンフレット等を活用し、必要な情報を発信します。

(2) 食育推進関係団体等，多様な関係者による支援体制整備

○関係者間のネットワーク強化

・講習会等の開催を通して，食育推進関係団体や食育推進ボランティア等の連携を強化します。

○食育推進に関わるボランティア等との連携

・食育推進ボランティア等の研修会開催等を通し，その活動を支援します。
・地域食材を活用した郷土料理の伝承や調理講習会等の実践を支援します。
・食生活改善地区組織や地区栄養士会等，地域で組織的に食育活動を行っている団体の活動を支援します。

1.3 食育の推進体制と関係者の役割

食育では、県民一人一人が食に関する問題を自らの問題と捉え、主体的に実践していくことが重要ですが、個人が所属する家庭や学校・保育所、職場や関係団体等がそれぞれ食育に関する役割を担い、連携・協力していくことで、食育に関する取組が点から線、線から面へと広がり、県民一人一人に浸透していくことが期待できます。

(1) 推進体制及び進行管理

【県の推進体制】

○宮城県食育推進会議、食育推進本部の設置

平成18年4月に食育の推進に関係する団体や有識者で構成する宮城県食育推進会議を設置するとともに、県庁内の各部局が横断的に連携して食育に取り組むため宮城県食育推進本部を設置し、食育推進計画の作成とその総合的かつ計画的な推進を行います。

○食育推進連絡会議の設置

食育は幅広い分野に関わることから、多様な関係者が連携し、一体的に取り組むことが必要となります。このため、平成19年に県の関係地方機関を中心とし、食育関係団体等で構成する食育推進連絡会議を圏域ごとに設置し、地域の特性に応じた食育を推進することとしました。

【市町村の推進体制】

地域の特性を生かし、地域に密着した食育を進めるためには、より県民に身近な行政機関である市町村が主体的に食育に取り組むことが欠かせません。このため、各市町村においては次のような取組を積極的に行う必要があります。

○市町村食育推進会議の設置等

食育を効果的に進めるために、関連団体や有識者で構成する市町村食育推進会議を設置し、地域の特性を生かした市町村食育推進計画を策定するとともにその実施を計画的に推進することが必要です。

(2) 関係者の役割

【県の役割】

食育に関する普及啓発を行い、県民一人一人の食に対する意識の高揚を図り、食育への取組の定着化を図ります。また、市町村、学校・保育所、事業者、関係団体等の連携を強化するとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を県民運動として展開します。

【市町村の役割】

各市町村に配置されている管理栄養士・栄養士が食育推進のリーダーとなり，県（保健福祉事務所，地方振興事務所，教育事務所等）とともに家庭と地域を結び，保育所や学校，生産者，事業者，関係団体等との連携を図りながら，地域の特色を活かした食育の推進に積極的に努めるものとします。

また，家庭での食育への取組を支援するため，乳幼児健診や育児相談等での情報提供や子育てを支えるサポーター，食育推進ボランティア等の人材育成に努めるものです。

【教育関係者等の役割】

学校及び幼稚園，保育所は，教職員の食育に係る知識の向上に努めるとともに，食育推進体制の整備・強化に努めるものとします。家庭や地域に対しては，食に関する情報を発信するとともに，行政機関や関連団体との連携を図り，望ましい食習慣を身につける重要な時期である子どもへの食育に積極的に取り組むものとします。

【保健福祉医療関係者の役割】

保健，社会福祉，医療関係者及び関係団体は，離乳食指導や栄養指導をはじめとし，自主的かつ積極的に食についての情報提供等に努めるものとします。また，他の関連団体等と連携し，食育の推進に取り組むこととします。

【大学等研究機関の役割】

大学等研究機関関係者は，食育の企画及び評価を客観的に把握できるよう，調査・研究に積極的に協力することとします。

【生産者等の役割】

農林漁業に関する体験活動等の受入れ，食物の生産の過程を学ぶ機会の提供に加え，学校給食への地場産食材の供給や積極的な情報発信等により，地産地消への取組を推進することとします。また，他の関連団体等と連携し，食育の推進に取り組むものとします。

【事業者等の役割】

食品の製造，加工，流通，販売又は食事の提供を行う事業者等においては，食品の安全性の確保，栄養成分表示等に積極的に取り組むものとします。また，その他の事業者についても，従業員の健康を保つため健康診断に基づく栄養指導や社員食堂でのバランスの良いメニューや健康に関する情報の提供に努めることが望まれます。

【地域（食育関係団体等）の役割】

地域において県民一人一人が主体的に食育に取り組むために、食生活改善団体、消費者団体、NPO、PTA、栄養士会等、関係団体がそれぞれに持つ専門性や特徴を活かし、生産・調理体験や地域の特色ある食文化の伝承、食の安全安心に関する知識の普及など、地域住民と一体となった活動を推進するものとします。

【家庭の役割】

家庭は、生涯を通して健全な食生活を実践する場となります。食育においては、家庭が最も重要な役割を担っていることを再認識し、特に、子どもの望ましい食習慣の確立に積極的に取り組むこととします。また、日々の食事を通して食文化を伝えるなどの役割を果たすものです。

(注1) 食育

食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけている。

(注2) 食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

(注3) みやぎ21健康プラン

本県の総合的な健康づくりの指針として、「県民一人一人が生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎ」の実現を目指し策定した計画

(注4) 「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動

知（学力）・徳（心）・体（健康）の調和のとれた元気な児童・生徒を育成するためには、学習面での基礎学習の徹底と基本的生活習慣の定着を両輪として推進していくことが重要であることから、学校において「学力向上推進プログラム」に基づく施策を展開するとともに、地域・家庭に対して「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的生活習慣の定着が推奨されるように広く呼びかけることとし、県教育委員会が中心となって展開している運動

(注5) 教育ファーム

本計画で言う「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組のこと。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業等に携わっている方の指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間を行うものとしている。

(注6) 食材王国みやぎ

「食材王国みやぎ」は、海・山・大地に恵まれた宮城が豊富な生鮮産品とこれらを原料とした加工品、そして多様な食文化に恵まれていることを表現し、それを産業振興の主要な柱立てとすることを表明するフレーズである。

(注7) 栄養教諭

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっている。このため、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行い、学校の食育の推進において中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年から開始された。

(注 8) 宮城県食育推進会議

食育関係団体の代表や有識者など 20 人以内の委員で構成され、宮城県食育推進計画の作成やその推進のため、平成 18 年 4 月に条例により設置された県の附属機関

(注 9) 地産地消

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を意味する言葉で、地域の消費者ニーズに即応した生産と、生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組のこと。

(注 10) みやぎ食の安全安心消費者モニター

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、県民参加で食の安全安心確保対策を推進することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者を消費者モニターとして登録している。消費者モニターは、県が行うアンケート調査への協力、各種講習会等に参加し正しい知識の習得及び県への意見提言等の活動を行う。

(注 11) 食生活改善推進員（ヘルスマイト）

昭和 30 年頃以降「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに生涯における食を通じた健康づくり活動を地域において推進しているボランティア組織の団体であり、全国で約 22 万人が活動している。

宮城県食生活改善推進員連絡協議会は、全国初の県組織として昭和 35 年に設立され、県内全市町村の組織で構成されている。

(注 12) 食育推進ボランティア

地域の特産物についての知識の普及や伝統的な食文化の伝承などを通して、各地域の特性を生かした食育を進めるボランティアで、県が募集し、登録している者。

なお、本計画において「食育推進ボランティア等」とは、食育推進ボランティア、みやぎ食育コーディネーター、食生活改善推進員など、食育推進に関わるボランティアの総称として使用している。

(注 13) 日本型食生活

昭和 50 年代半ば頃に実践されていた、米を中心に、農産物、水産物、畜産物等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた我が国独自の食生活

(注 14) BMI

Body Mass Index。「体重(キログラム)÷身長(メートル)÷身長(メートル)」で算出される体格指数で、肥満度を図るための国際的な指標。医学的に最も病気が少ない数値として 22 を「標準」とし、18.5 未満が「やせ」、18.5 以上 25 未満が「普通」、25 以上を「肥満」としている。

(注 15) 食料自給率

国内に供給されている食料のうち、どの程度が国内生産で賄われているかを示す指標。重量ベース、カロリーベース、金額ベースの 3 通りの算出方法がある。

(注 16) 日本人の食事摂取基準

国民の健康の保持・増進，生活習慣病の予防を目的に，エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示したもの。

(注 17) 健康日本 21

健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に，平成 12 年に厚生労働省が決定（改正：平成 15 年，19 年）。具体的な目標等を提示して国民各層の健康づくりに関する意識の向上及び取組を促すもの。「21 世紀における国民健康づくり運動」

(注 18) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓型肥満（腹囲が男性 85 センチメートル以上，女性 90 センチメートル以上，または BMI 25 以上）に加えて，高血糖，高血圧，脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせもった状態のこと。

(注 19) みやぎ食育コーディネーター

食や健康等に関する幅広い知識と経験を持ち，地域の中心となって食育活動を推進していく人材を育成する県主催の養成講座を修了し，登録をしている者。本計画では，食育推進に関わるボランティアの総称である「食育推進ボランティア等」に含まれる。

(注 20) 食生活指針

10 項目から構成される食生活に関する基本的な指針。平成 12 年に当時の文部省，厚生省，農林水産省が国民の健康の増進，生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

(注 21) 食事バランスガイド

平成 17 年に「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして，厚生労働省と農林水産省が策定したもの。望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで表示されている。

(注 22) 共食

「孤食」（注 25）という一人で食事をするに対する概念で，「食事を共有」すること。主に家族と一緒に食事することを指す。

(注 23) グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において，その自然，文化，農林水産業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

(注 24) みやぎ食の安全安心取組宣言

生産者・事業者らが，自ら食の安全安心に係る取組を公開し，安全安心取組宣言をすることにより安全な食品を提供する責務を果たし，もって消費者の安全な食品等の選択に資することを目的としている。生産者・事業者は，県が定めたロゴマー

クを店頭等に掲示し，広く県民にPRするもの。

(注 25) 孤食

家族と暮らしている環境下において一人で食事をとること。関連する言葉に，家族が同じ食卓についていても，特段の事情もなく別々の料理を食べる「個食」がある。

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配

慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第5条 食育は、父母その他の保護者にとっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にとっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに

に、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなけれ

ばならない。

第3章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第26条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第27条 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

（会長）

第28条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第17号に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第27号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第30条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進

計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第2条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第4条第3項第27号の2の次に次の1号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第40条第3項の表中「

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
-----------	------------

」を

「

食育推会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法

」に改める。

みやぎ食育コーディネーターの活動

みやぎ食育コーディネーターとは？

「みやぎ食育コーディネーター」は、県が実施した養成講座を修了し、県内各地域の特色を生かして活動している食育の担い手です。健全な食生活の推進や県産食材の活用・食文化の伝承など、さまざまな活動を通して食育を推進しています。

みやぎ食育コーディネーターの活動事例

① 子育て支援

目的: 就学児検診における基本的な生活習慣確立の支援

対象: 就学児検診の子どもを持つ保護者

内容: 「はやね はやおき 朝ごはん」について、食事バランスガイドの普及

② 学校と連携した生産体験への協力

目的: 農業への理解と学校での農業体験普及

対象: 教員、栄養教諭、給食センター職員など

内容: 地域の特産品である野菜の生産や収穫体験

特産品に関する説明(調理方法、収穫時期など)

写真

③ 子どもの料理教室

目的: 食文化の伝承、地域食材の理解、望ましい食習慣の形成

対象: 小学生

内容: 地場産品を使った料理教室、献立の作り方

写真

④ 高齢者への食生活指導

目的: 高齢期における望ましい食生活普及

対象: 高齢者

内容: 低栄養を予防する食生活

望ましい栄養バランス

写真

その他、親子料理教室、各種講演会・セミナー講師などの活動を実施

企業や団体による食育「みやぎ食育応援団」

みやぎ食育応援団とは？

「みやぎ食育応援団」は、みやぎの食育を専門的・総合的にサポートする人材ネットワークです。みやぎ食育応援団には、個人だけでなく、県内で食育活動を実施する企業や団体も登録しています。

企業や団体の活動事例

親子で体験するお魚教室

三陸沖漁場を抱え、水産業が盛んな宮城の地域食材である魚を使った「親子料理教室」の開催や魚への知識を深めてもらうための「親子市場見学会」を実施しました。

<p>◇親子料理教室</p> <p>「お魚博士」による三枚下ろしの実演 親子で、宮城を代表する郷土料理「はらこ飯」づくり</p> <div data-bbox="178 902 721 1182" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p>写真</p> </div>	<p>◇親子市場見学会</p> <p>仙台中央卸売市場で、せり風景やマグロの解体を見学</p> <div data-bbox="801 902 1343 1182" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p>写真</p> </div>
--	--

5 A DAY(ファイブアデー) 食育体験ツアー

5 A DAYとは、「1日5皿以上の野菜を食べて健康になりましょう。」という取組で、小学生を対象に「お買い物ゲーム」や「サラダ作り」を通して、野菜や果物を見て、触って、味わいながら知識を身につける食育活動です。

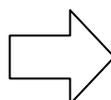
<p>◇お買い物ゲーム</p> <p>「根を食べる野菜」「赤い野菜」などのミッションに 合わせ、みんなで相談しながらお買い物</p> <div data-bbox="178 1615 721 1895" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p>写真</p> </div>	<p>◇サラダづくり</p> <p>お買い物ゲームで買った野菜や果物でサラダを 作り、試食</p> <div data-bbox="801 1615 1343 1895" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"> <p>写真</p> </div>
---	---

学校における取組 ～栄養教諭を中核とした食育推進事業～

大衡村立大衡小学校では、「主体的に『食』にかかわろうとする子の育成」をテーマに、栄養教諭を中心に、幼稚園・中学校・給食センター・生産者・保護者などが連携して食育の推進に取り組みました。

◇栄養教諭と担任との連携

- ・栄養教諭による給食時間の学級訪問
- ・偏食等について、担任からの相談に基づく個別指導
- ・栄養教諭が食育の公開授業を実施し担任等と研究協議



写真

夏休みの食育課題「私が作った『お弁当』」(6年生)

◇給食の時間における指導

- ・給食献立について、毎日の献立に意味をもたせる→「食べること」への関心を高める。
- ・献立のテーマ設定→「はしの持ち方練習メニューの日」「カミカミメニューの日」

◇家庭や地域への普及啓発

- ・生産者との交流給食会、給食試食会など

地域における取組 ～健康現役丸森大作戦(げんまる21)～

「げんまる21」とは？

丸森町の健康日本21地域計画(げんまる21)と子育て支援計画に基づき、こころもからだも元気で長生きするために、ひとりひとりが健康に関心を持ち、健康づくりの輪を広げる運動です。子どもを対象とした「食育」をテーマに、体験活動などを通して子どもと保護者の健康づくりを推進しています。

◇活動団体◇

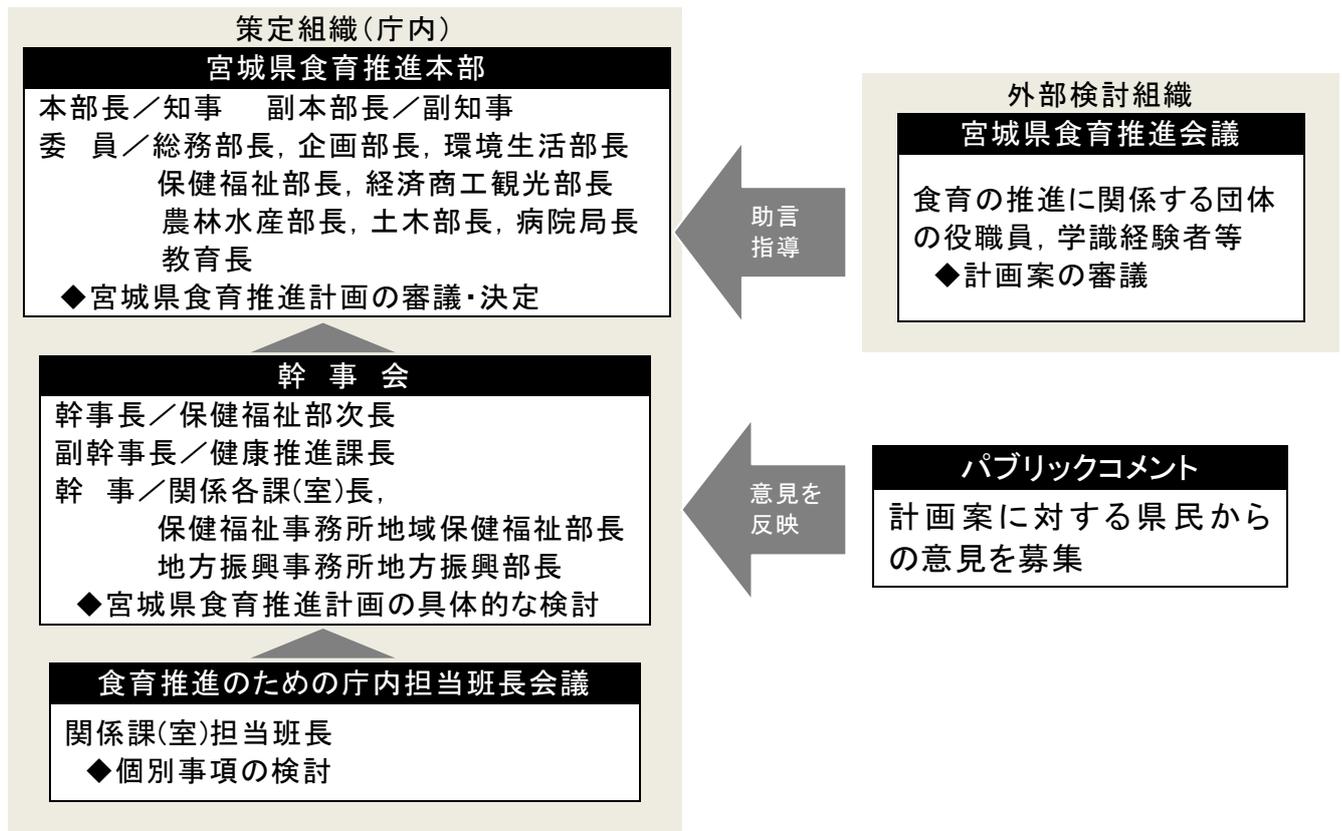
保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員、行政区長、民生児童委員、婦人会
まちづくりセンター、歯科医師、行政など

◇活動内容◇

- ・親子料理教室、歯科保健教室
- 主食・主菜・副菜のそろった朝食を食べる子どもが増加。午後10時以降に寝る子どもの減少などの効果がみられています。

宮城県食育推進計画策定

計画策定の体制



計画策定の経過

年月日	経過	備考
平成22年5月25日	第1回食育推進のための庁内班長会議	第2期宮城県食育推進プラン基本方針
平成22年6月9日	第1回宮城県食育推進会議	第2期宮城県食育推進プラン基本方針
平成22年8月3日	第2回食育推進のための庁内班長会議	第2期宮城県食育推進プランにおける各ライフステージにおける取組
平成22年8月17日	宮城県食育推進会議 「ジュニア」ワーキング部会 「シニア」ワーキング部会	第2期宮城県食育推進プランにおける各ライフステージにおける取組
平成22年9月2日	第1回宮城県食育推進本部幹事会	第2期宮城県食育推進プラン中間案
平成22年9月13日	第1回宮城県食育推進本部会議	第2期宮城県食育推進プラン中間案決定
平成22年11月2日	第2回宮城県食育推進会議	第2期宮城県食育推進プラン中間案
平成22年11月10日 ～12月9日	パブリックコメント(県民からの意見募集)	第2期宮城県食育推進プラン中間案
平成22年12月17日	第2回食育推進のための庁内班長会議	第2期宮城県食育推進プラン最終案
平成23年 3月 2日	第3回宮城県食育推進会議	第2期宮城県食育推進プラン最終案
平成23年 3月 日	県議会保健福祉委員会報告	第2期宮城県食育推進プラン最終案
平成23年 3月 日	第2回宮城県食育推進本部会議	第2期宮城県食育推進プラン最終案決定

宮城県食育推進会議委員名簿

(五十音順、敬称略 H23.3 現在)

委員氏名	所属団体・役職等	備考
伊藤 暢彦	公募委員	
伊東 玲子	宮城県高等学校長協会(宮城県松山高等学校長)	
尾本 満雄	宮城県農業協同組合中央会営農農政部次長	
加藤 房子	宮城県生活協同組合連合会常務理事	
鎌田 均	宮城県中学校長会(利府町立利府中学校長)	
佐々木賢司	宮城県PTA連合会副会長	
佐々木寿美子	宮城県食生活改善推進員連絡協議会副会長	
鈴木 宏明	社団法人宮城県歯科医師会地域保健医療委員会副委員長	
鈴木 美知恵	社団法人宮城県栄養士会理事	
高橋 真佐子	宮城県小学校長会(多賀城市立多賀城八幡小学校長)	
平塚 捷幸	宮城県漁業協同組合指導担当理事	
平本 福子	宮城学院女子大学教授	会長
藤本 由紀子	宮城県保育協議会(亘理町立亘理保育所技術主幹)	
三浦 さき子	みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会幹事	
三浦 充帆	公募委員	
横山 義正	社団法人宮城県医師会常任理事	
若生 裕俊	特定非営利活動法人スローフードジャパン会長	副会長

食育推進会議条例

平成十八年三月二十三日
宮城県条例第三十一号

(設置)

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、宮城県食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織等)

第二条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- 三 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

食育の考え方

(平成22年版「食育白書」(内閣府)から抜粋)

理念	分野	望まれる日常の行為・態様	涵養(例)	是正対象	主な関連施策等	
豊かな人間形成(知育・徳育・体育の基礎) 食にかかると人間形成 心身の健康の増進	食を通じたコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○食卓を囲む家族の団らん ○食の楽しさの実感 ○地域での共食 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神的豊かさ 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤食 ○個食 	(共食の場づくり)	
	食に関する基本所作 	<ul style="list-style-type: none"> ○正しいマナー・作法による食事 食事のマナー(姿勢、順序等) 配膳、箸等 ○食前食後の挨拶習慣 〔いただきます〕 〔ごちそうさま〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○規範遵守意識 		<ul style="list-style-type: none"> ○親子で参加する料理教室 ○食事についての望ましい習慣を学ぶ機会の提供 	
	自然の恩恵等への感謝、環境との調和 	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産の食材等を利用した食事の摂取・提供(地産地消) ○環境に配慮した食料の生産消費(食材の適量の購入等) ○調理の実践、体験 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然の恩恵(動植物の命を含む)、生産者等への感謝の念 ○「もったいない」精神 ○豊かな味覚 	<ul style="list-style-type: none"> ○食べ残し ○安易な食材の廃棄 ○偏食 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者と生産者の交流 ○食に関する様々な体験活動(教育ファーム等) ○農林水産物の地域内消費の促進 	
	食文化 	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土料理、行事食による食事 	<ul style="list-style-type: none"> ○食文化、伝統に関する歴史観等 		○普及啓発 ほか	
	食料事情ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ○世界の食料事情や我が国の食料問題への関心 	<ul style="list-style-type: none"> ○食に関する国際感覚 ○食料問題に関する意識 			
	食品の安全性 	<ul style="list-style-type: none"> ○科学に基づく食品の安全性に関する理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品の安全性に関する意識 		<ul style="list-style-type: none"> ○食に関する幅広い情報提供 ○意見交換(リスクコミュニケーション) 	
	食生活・栄養のバランス 	<ul style="list-style-type: none"> ○食材、調理方法の適切な選択による調理 ○中食の適切な選択 ○外食での適切な選択 ○日本型食生活の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養のバランスに関する食の判断力、選択力 	<ul style="list-style-type: none"> ○肥満、メタボリックシンドローム ○過度の痩身志向 ○偏食 ○フードファティズム 	<ul style="list-style-type: none"> ○健全な食生活に関する指針の活用 ○栄養成分表示など 	
	食生活リズム 	<ul style="list-style-type: none"> ○規則正しい食生活リズム(毎朝食の摂取、朝食・夜食の抑制) ○口腔衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ○健全な生活リズム 		<ul style="list-style-type: none"> ○朝食の欠食 	<ul style="list-style-type: none"> ○食事についての望ましい習慣を学ぶ機会の提供(「早寝早起き朝ごはん」運動の推進(8020運動の実践))